

官報

号外 平成五年十月二十六日

○第一百二十八回 衆議院会議録 第六号

平成五年十月二十六日(火曜日)

議事日程 第五号

平成五年十月二十六日

正午開議

第一 行政手続法案(内閣提出)

第二 航空業務に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第三 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之君外七名提出)

第四 みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

第五 航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第七 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之君外七名提出)

第八 みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

第九 航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第十一 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第十二 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之君外七名提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

日程第一 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第二 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之君外七名提出)

午後零時三分開議
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

○議長(土井たか子君) 御報告することがあります。

の整備に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。
行政手続法案及び同報告書
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○議長(土井たか子君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員石田博英さんは、去る十四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

石田博英さんに對する弔詞は、議長において去る十九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議

をもってその功勞を表彰されさきに議院運営

委員長の要職につきまだしばしば國務大臣の

重任にあたられた正三位勲一等石田博英君の長

逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

悼痛惜の至りにたえません。

石田博英さんに對する弔詞は、議長において去

る十九日既に贈呈いたしております。これを朗読

いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議

をもってその功勞を表彰されさきに議院運営

委員長の要職につきまだしばしば國務大臣の

重任にあたられた正三位勲一等石田博英君の長

逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

悼痛惜の至りにたえません。

石田博英さんに對する弔詞は、議長において去

る十九日既に贈呈いたしております。これを朗読

いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議

をもってその功勞を表彰されさきに議院運営

委員長の要職につきまだしばしば國務大臣の

重任にあたられた正三位勲一等石田博英君の長

逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

悼痛惜の至りにたえません。

石田博英さんに對する弔詞は、議長において去

る十九日既に贈呈いたしております。これを朗読

いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議

をもってその功勞を表彰されさきに議院運営

委員長の要職につきまだしばしば國務大臣の

重任にあたられた正三位勲一等石田博英君の長

逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

悼痛惜の至りにたえません。

石田博英さんに對する弔詞は、議長において去

る十九日既に贈呈いたしております。これを朗読

いたします。

○議長(土井たか子君) 議員請假の件につきお諮りいたします。

谷洋一さんから、海外旅行のため、十月二十七日から十一月三日まで八日間、請假の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決まりました。

○議員請假の件

日程第一 行政手続法案(内閣提出)

日程第二 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之君外七名提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、行政手続法案、日程第二、行政手続法の施行に伴う関係法律の規定の対象から除外すること等、関係法律三百六十の規定を整備しようとするものであります。

両法律案は、九月二十七日本委員会に付託され、十月十四日石田総務庁長官から提案理由の説明を聽取し、十九日質疑に入り、二十一日参考人の意見を聽取するなど慎重に審査を行い、同日質疑を終了いたしましたところ、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、日本共産党から修正案が提出され、趣旨説明の後、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之君外七名提出)
○議長(土井たか子君) 日程第三、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長奥田幹生さん。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○奥田幹生君 ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改

正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。その主な内容は、第一に、環境庁長官に認定の申請をすることができる期限を三年間延長し、平成八年九月三十日までとすること。

第二に、環境庁長官に認定の申請をすることができる者の範囲を拡大し、昭和六十二年八月三十日以前に公害健康被害の補償等に関する法律による申請をしていて者で、いまだ処分を受けないものまで対象に加えること

であります。

本案は、九月三十日本院に提出され、十月一日本委員会に付託され、同月十九日提出者園田博之君から提案理由の説明を聽取し、同月二十一日に審査を行い、質疑を終了し、内閣の意見を聽取しましたところ、広中環境庁長官より異存はない旨の意見が述べられました。

次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔奥田幹生君登壇〕

日程第四 みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件

日程第五 航空業務に関する日本国とネバール王国との間の協定の締結について本認を求めるの件
日程第六 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

○議長(土井たか子君) 日程第四、みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件、日程第五、航空業務に関する日本国とネバール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第六、日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題としています。

本条約は、ミナミマグロの保存及び最適利用ができる期限を三年間延長し、平成六年九月三十日までとすること。

第二に、環境庁長官に認定の申請をすることができる者の範囲を拡大し、昭和六十二年八月三十日以前に公害健康被害の補償等に関する法律による申請をしていて者で、いまだ処分を受けないものまで対象に加えること

であります。

本案は、九月三十日本院に提出され、十月一日本委員会に付託され、同月十九日提出者園田博之君から提案理由の説明を聽取し、同月二十一日に審査を行い、質疑を終了し、内閣の意見を聽取しましたところ、広中環境庁長官より異存はない旨の意見が述べられました。

次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔奥田幹生君登壇〕

日程第四 みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件

景に、ミナミマグロの保存及び管理に係る国際的な法的枠組みを設定するため、昭和六十三年四月以降、三国間で協議を重ねてまいりました。その結果、合意に達しましたので、本年五月十日キャンベラにおいて三カ国政府の代表により本条約の署名が行われました。

本条約は、ミナミマグロの保存及び最適利用を確保するための措置を決定するための措置を決定するための措置を通じて確実に実現されるのみならず、保存委員会の設置、非締約国の本条約加入を奨励するための、また、本条約の目的達成に不利な影響を与える可能性のある非締約国等の漁獲活動を抑止するための締約国間の協力等について規定しております。

次に、ネバール王国との航空協定について申しあげます。

昭和五十三年以来、ネバール側より累次にわたり我が国に対し定期航空路開設の希望が表明されおりましたが、平成四年八月に両国政府間で協定締結の交渉を行った結果、合意に達しましたので、平成五年二月十七日カトマンズにおいて本協定の署名が行われました。

本協定の内容は、我が国がこれまで締結した航空協定とはほぼ同様のものであり、我が国とネバールとの間の定期航空路開設の希望が表明されおりましたが、平成四年八月に両国政府間で協定締結の交渉を行った結果、合意に達しましたので、平成五年二月十七日カトマンズにおいて本協定の署名が行われました。

本協定の内容は、我が国がこれまで締結した航空協定とはほぼ同様のものであり、我が国とネバールとの間の定期航空路開設の希望が表明されおりましたが、平成四年八月に両国政府間で協定締結の交渉を行った結果、合意に達しましたので、平成五年二月十七日カトマンズにおいて本協定の署名が行われました。

最初に、中華人民共和国との航空協定を改正する議定書について申しあげます。

日中間では、昭和四十九年四月に署名された現行協定に基づき定期航空路開設が行われておりますが、近年の航空運送需要の増加等に対応する目的として、平成四年十二月から現行協定の一部を改正するための交渉を行った結果、合意に達

行政手続法案

右
国会に提出する。

平成五年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 武村 正義

行政手続法

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 申請に対する処分(第五条—第十一条)
第三章 不利益処分

- 第一節 通則(第十二条—第十四条)
第二節 聽聞(第十五条—第二十八条)
第三節 申明の機会の付与(第二十九条—第三十一条)

- 第四章 行政指導(第三十二条—第三十六条)
第五章 届出(第三十七条)
第六章 補則(第三十八条)

- 附則

第一章 総則

(目的等)

第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続に關し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第三十八条において同じ。)の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

五 行政機関 次に掲げる機関をいう。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に關し、この法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ロ 地方公共団体の機関(議会を除く。)

一 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例及び地方公共団体の執行機関の規程を含む。以下同じ。)をいう。

二 処分 行政庁の処分その他公權力の行使に當たる行為をいう。

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名めて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするため法令上必要とされている手続としての処分。

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

ハ 名前で人となるべき者の同意の下にすることとされている処分。

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの。

オ 申済により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

カ 名前で人となるべき者の同意の下にすることとされている処分。

メ 申済により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

ソ 申済により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

ハ 申済により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

カ 申済により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

メ 申済により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

ソ 申済により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

ハ 申済により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名めて人としてされる処分。

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて

七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であつて、法令により直接に当該通知が義務付けられる行為(申請に該当するものを除く。)を求める行為(申請に該当するものを除く。)であつて、法令により直接に当該通知が義務付けられれているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを除く。)をいう。

八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置場(警視厅、道府県警察本部(方面本部を含む。)又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)、海上保安庁の留置場管区海上保安本部、海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶に置かれる人を留置するための施設をいう。)、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

九 公務員(國家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第一百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導

十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁判その他の処分(その双方を名めて人とするものに限る。)及び行政指導

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他の職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するため、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導

八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置場(警視厅、道府県警察本部(方面本部を含む。)又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)、海上保安庁の留置場管区海上保安本部、海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶に置かれる人を留置するための施設をいう。)、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

九 公務員(國家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第一百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導

十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁判その他の処分(その双方を名めて人とするものに限る。)及び行政指導

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他の職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分

十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する他の意見陳述のための手続において法規に基づくその他の処分

令に基づいてされる処分及び行政指導

前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導並びに地方公共団体の機関に対する届出（前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）について

は、次章から第五章までの規定は、適用しない。

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第四条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がそ

の固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機

関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この法律の規定

は、適用しない。

2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であって、当該法人の監督に関する法律の

特別の規定に基づいてされるもの（当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。

一 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人

二 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運

営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人

行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他行政上の事務について当該法

律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指

定した場合において、その指定を受けた者（そ

の者が法人である場合にあっては、その役員）又は職員その他の者が当該事務に従事すること

に関し公務に従事する職員とみなされるとき

は、その指定を受けた者に對し当該法律に基づ

いて当該事務に關し監督上される処分（当該指

定を取り消す処分、その指定を受けた者が法人

である場合におけるその役員の解任を命ずる処

分又はその指定を受けた者の当該事務に従事す

る者の解任を命ずる処分を除く。）については、

次章及び第三章の規定は、適用しない。

第二章 申請に対する処分

（審査基準）

第五条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するため必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときはこれを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬ。

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされて

期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請書をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求める、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（申請に対する審査、応答）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する場合は、申請者に對し理由を示し、同時に、当該処分の理由を示さなければならぬ。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないこ

とが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならぬ。

（情報の提供）

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に關

する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

第十条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

第十二条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を努めるものとする。

（複数の行政庁が関与する処分）

第十三条 行政庁は、申請に定められた許認可等の要件としなければならない。

（公聴会の開催等）

第十四条 行政庁は、申請に対する処分に當たる

2 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するため必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十五条 行政庁は、不利益処分をしようとする

場合には、次の各号の区分に従い、この章の定

めることにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき

弁明の機会の付与

次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかつたこと又は失われたことなどが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する當該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもつて明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実

験その他客観的な認定方法によって確認されなければならないとき。

四 納付すべき金額の額を確定し、一定の額の金額の納付を命じ、又は金額の給付決定の取消しその他金額の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聽くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

第六十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に對し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

二 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなつたときは、他の処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

三 不利益処分を書面ですることは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節 聽聞

(聴聞の通知の方法)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の名あて人となるべき者に対し、

二 不利益処分の原因となる事実

三 聽聞の期日及び場所

四 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

二 前項の書面においては、次に掲げる事項を示しなければならない。

一 聽聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」といいう。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

二 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

三 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができます。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

第十九条 聽聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（文書等の閲覧）

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自らの利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつたから聴聞が終結するまでの間、行政庁に對し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正當な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第十九条 聽聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

官 報 (号 外)

四、前二号に規定する者であったことのある者
五、第一号に規定する者の後見人、後見監督人
又は保佐人

六、参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

二 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

三 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

四 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に對し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

五 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

六 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当地認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日までの出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)
第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理

の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるとときは、さらに新たな期日を定めることができ。

二 前項の場合においては、当事者及び参加人に對し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただ

し、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

三 第十五第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときににおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名前で人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知)については、掲示を始めた日の翌日」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、か

つ、第二十二条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの方

には、これらの者に對し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

二 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事

者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、か

つ、第二十二条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者

の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に對し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求めることが可能である。

(聴聞調書及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならぬ。

二 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われなかった場合には各期日ごとに、当該審理が行われた場合には、聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

三 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に對する二回目以降の通知にあっては、掲示を始

したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とある場合においては、この通知に對する二回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事態にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に斟酌してこれをしなければならない。

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法

第十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者

の聴聞の期日への出頭せずに、か

つ、第二十二条第一項に規定する陳述書又は証

拠書類等を提出しない場合において、これらの者

の聴聞の期日への出頭せずに、か

つ、第二十二条第一項に規定する陳述書又は証

拠書類等を提出しない場合において、これらの者

の聴聞の期日への出頭せずに、か

ものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号(第二十二条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三第三項第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あつて人である法人の役員、名あつて人の業務に従事する者又は名あつて人の会員である者(当該役員において解任又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の適用を受けた者とみなす。

二 前項の不利益処分のうち名あつて人である法人の役員又は名あつて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該役員にその名あつて人が従わないと理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三第三項の規定にかかるわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行ふことを要しない。

(第三節 弁明の機会の付与)

(弁明の機会の付与の方法)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

(弁明の機会の付与の方法)

二 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の方法)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あつて人となるべき者に對し、次と掲げる事項を書面により通知しなければならない。

官 報 (号 外)

前項の聴聞を行うに当たつては、その期日
の一週間前までに、行政手続法第十五条第一
項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日
及び場所を公示しなければならない。

前項の通知を行政手続法第十五条第三項に
規定する方法によって行う場合においては、
同条第一項の規定により聴聞の期日までにお
くべき相当な期間は、一週間を下回つてはな
らない。

2 前項の聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、

4 第四条の五、第十一条の三第四項又は前条
の規定による処分に係る聴聞の期日における
審理は、公開により行わなければならぬ。
第五条の五、第十一条の三第四項又は前条
の規定による処分に係る聴聞の主査者は、聴
聞の期日において必要があると認めるときは、
警備業務に関する事項に関し専門的知識
を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭
を求めて意見をきき取ることとする。

4 第四条の五、第十一条の三第四項又は前条
の規定による処分に係る聴聞の期日における
審理は、公開により行わなければならない。

第七章中第四十九条を第五十条とし、第四十五条から第四十八条までを一条ずつ繰り下げ、第六章中第四十四条を第四十五条とし、第四十一条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条 第二章から第四章まで及び第六章の規定による命令については、行政手続法

第七章中第四十九条を第五十条とし、第四十一条から第四十八条までを一条ずつ繰り下げ、第六章中第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の二条を加える。

する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を
次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞
の期日における審理は、当該職員団体等から
請求があつたときは、公開により行わなければ
ばならない。

第八条第四項を削る。

2 次の法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を
する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を
次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

第十六条 公安委員会は、前条の規定による処分（同条第二項第二号に掲げる者に係る同項の規定による処分を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第一号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分のかわらず、聴聞を行わなければならない。

二 第四条の五 第十一条の三第四項（第十一条の大第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第三十三条―第四十四条)」を「(第三十三条―第四十五条)」、「(第四十五条―第四十九条)」を「(第四十六条―第五十条)」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「聴聞」を「意見聴取」に、「聽聞調書」を「意見聴取調書」に改める。

第六条第一項中「聴聞」を「意見聴取」に、「聴取」に改める。

第三十四条(見出しを含む。)第三十五条第一項、第三項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十九条第一号から第三号まで、第五号及び第九号並びに第四十一条第二号中「聴聞」を「意見聴取」に改める。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十二条 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「公聴会」に改め、同条中「聴聞会」を「公聴会」に、「あへ」を「聴く」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第十三条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一百八条の三第六項中「第八項」を「第九項」に改め、後段を削り、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第十項を削り、同条第六項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならぬ。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十四条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部を改める。

には、科学技術庁長官。次条から第七十二条までにおいて同じ。)は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十六条の七第二項、第五十五条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止、原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物質の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十条、第十二条の五(第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第五十一条第二項、第五十五条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十六条の

第四十三条规定を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第四十条又は第四十一条の規定による处分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聽かなければならぬ。

い。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)

第二十五条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)の一部を次のよう改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 知事等は、第十条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるべく場合に於て理事を、主務官庁ハ前条ノ

年法律第号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるべく場合に於て理事を、主務官庁ハ前条ノ

年法律第号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかるべく場合に於て理事を、主務官庁ハ前条ノ

第二章 法務省関係

(民法施行法の一部改正)

第十七条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のよう改正する。

第二十五条を削る。

第二十五条ノ二第一項中「理事」を「民法第七

十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依ル処分ヲ為ス

ベキ場合ニ於テ理事」に、「主務官庁ハ前条ノ

を「主務官庁ハ其の権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ヲ

含ム次条ニ於テ之ニ同ジ)ハ其」に改め、同条第

二項中「前条」を「同項」に改め、同条を第二十五

条とする。

第二十五条ノ三中「第二十五条」を「前条第一

項」に改め、同条を第二十五条ノ一とす。

(供託法の一部改正)

第二十八条 供託法(明治三十二年法律第十五号)

の一部を次のように改正する。

第一条ノ七を第一条ノ八とし、第一条ノ三か

ら第一条ノ六までを一条ずつ繰り下げ、第一条ノ二の次に次の二条を加える。

第一条ノ三 供託官ノ処分ニ付テハ行政手続法

(平成五年法律第号)第二章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(不動産登記法の一部改正)

第二十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第

二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 審査請求(第百五十二条第一

五百七十七条ノ二)」を「第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外(第百五十七条ノ二)」に改める。

第四章ノ二の次に第一章を加える。

第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外

(抵当証券法の一部改正)

第一百五十二条第一項中「登記官ノ処分ニ付テハ行政

手続法(平成五年法律第号)第二章及ビ

第三章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(抵当証券法の一部改正)

第八十五条に次の二項を加える。

前二項の規定による処分については、行政

手続法(平成五年法律第号)第三章(第

十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第三十条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の

一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の二項を加える。

第十二条 行政手続法(平成五年法律第

号)第二章ノ規定ハ本法ノ規定ニ依ル登記官ノ処分ニ付テハ之ヲ適用セズ

(戸籍法の一部改正)

第三十一条 戸籍法(昭和二十一年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第六章中第百八条の前に次の二項を加える。

第一百七条の二 戸籍事件に関する市町村長の

処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第一百七条の二 戸籍事件に関する市町村長の

処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三十二条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護觀察の終了等(第四十三

条)第四十八条」を「第三節 保護觀察の終了等(第四十三条)」に改める。

第三章第三節の次に次の二節を加える。

第三節の二 行政手続法の適用除外

第四十八条の二 この法律の規定による処分及

び行政指導については、行政手続法(平成五

年法律第号)第二章から第四章までの

規定は、適用しない。

(弁護士法の一部改正)

第四十八条の二 この法律の規定による処分及

び行政指導については、行政手続法(平成五

年法律第号)第二章から第四章までの

規定は、適用しない。

(国籍法の一部改正)

第三十四条 国籍法(昭和二十五年法律第百四十

七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を次のように改める。

前項の宣告に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

「すみやかに、その旨を」を「速やかに、その旨及びその理由を書面により」に改める。

第十四条の次に次の二項を加える。

第十四条の二 戸籍事件に関する市町村長の

処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第十四条の二 戸籍事件に関する市町村長の

処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(司法書士法の一部改正)

第三十五条 司法書士法(昭和二十五年法律第百

九十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の九第三項中「及び第二項」を削る。

第十三条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十三条 法務局又は地方法務局の長は、前条

九十七号)の一部を次のように改正する。

第二号の処分をしようとするときは、行政手

統法(平成五年法律第号)第十三条规定第一

項の規定による意見陳述のための手續の区分

にかかるべく、聴聞を行わなければならない。

すみやかに、その旨を」を「速やかに、その旨及びそ

の理由を書面により」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第三項中「すみ

やかに、その旨を」を「速やかに、その旨及びそ

の理由を書面により」に改める。

前条第二号又は第三号の処分に係る行政手

統法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の

一週間前までにしなければならない。

前項の聴聞の期日における審理は、当該司

法書士から請求があつたときは、公開により

行わなければならない。

第十五条第二項中「登録換」を「登録換え」に、

官 報 (号 外)

第十二条ノ四第三項の次に次の二項を加テ
る。

主務大臣前項ノ意見ノ聴取ヲ行ハントスルトキハ其ノ期日ノ二週間前迄ニ當該意見ノ聴取ヲ行ハントスル理由並ニ意見ノ聴取ノ期日及場所ヲ同項ノ利害関係人及損害保険会社ニ通し知シ且意見ノ聴取ノ期日及場所ヲ公示スペシ第三項ノ意見ノ聴取ニ於テハ同項ノ利害関係人及損害保険会社又ハ此等ノ者ノ代理人出頭ノ上自己ノ為証明ヲ為シ且有利ナル証拠ヲ提

ず、聴聞を行わなければならない。
第十条第一項中「生ぜしめない」を「生じさせない」に、「届出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を「届出者に對し」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
第十一條第一項中「届出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を「届出者に對し」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、行政手続法第十三条

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。第二十七条の八第四項中「公開買付者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を「公開買付者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第三十六条第一項中「しないこととし、又は前条の規定に基づく处分をしようとする」を「しないこととする」に改め、「又は处分を受ける」ととなる証券会社」を削り、「当該職員をして」を「当該職員に」に改め、「又は証券会社」を削り、「行なわせなければならない」を「行わせなければならない」に改め、同条第二項中「附する」を「付する」に、「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

第五十四条第三項及び第六十条第二項中「第三十六条」を「第三十一条第一項及び第三項」に改める。

第六十三条第二項中「第三十六条」を「第三十一条第一項及び第三項」に改める。

第六条第一項及び第三項に、「場合に、これを」「場合について」に改める。

第六十四条の三第二項を次のように改める。

大蔵大臣は、前項の規定により外務員の職務の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続にかかるず、聴聞を行わなければならない。

第六十四条の三に次の一項を加える。

第三十六条第三項の規定は、第一項の処分について準用する。

第六十四条の五第五項中「当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の

大蔵大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第四十二条の二第四項を次のように改める。

大蔵大臣は、前項の規定により同項に規定するその他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第四十二条の二に次の一項を加える。

第三十六条第三項の規定は、第三項の処分について準用する。

第四十三条の二第三項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。
第六十五条の二第二項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。
第七十一条第一項中「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削る。
第七十二条中「当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。
第七十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、「当該各号に定める者に通知して当該職員をして審問を行わせた後」及び「理由を示し」を削り、同条に後段として次のように加える。
この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(証券取引法の一部改正)
第四十七条 証券取引法(昭和二十三年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」と「届出者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

て次のように加える。
この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一二三条の十一第一項中「提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を「提出者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条

するその他當該違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聽聞を行わなければならない。

第四十二条の二に次の一項を加える。

第三十六条第三項の規定は、第三項の処分について準用する。

第四十三条の二第三項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

員をして審問を行わせた後」を削る。
第七十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、
「当該各号に定める者に通知して当該職員をして審問を行わせた後」及び「理由を示し」を削り、
同条に後段として次のように加える。
この場合には、行政手続法第十三条
第一項の規定による意見陳述のための手続の
区分にかかるらず、聴聞を行わなければなら
ない。
第七十九条各号を次のように改める。

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第五十四条第三項及び第六十条第一項中「第三十六条」を「第二十六条第二項及び第三項」に改まる。

一 店頭売買有価証券の発行者から大蔵省令で定めるところにより当該店頭売買有価証券の登録の取消しの請求があつた場合

二 店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売買有価証券を登録する協会の規則に違反した場合

第七十九条に次の二項を加える。

前項第二号に掲げる場合における登録の取消命令に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第七十九条の九中「当該役員に通知して当該職員をして審問を行わせた後、協会に対し理由を示し」を「協会に対し、」に改める。

第七十九条の十二中「協会に対し通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を「協会に対し、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第七十九条の十三中「当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同条に次の二項を加える。

当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しを削り、同条に次の二項を加える。

大蔵大臣は、前項の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第八十四条第二項中「書面を以て」を「書面により」に改め、後段を削る。

第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」を

「第八十三条第二項各号の「いずれか」に改め、「当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。

第一百三十三条中「基づく」を「基づく」に、「当該役員に通知して当該職員をして審問を行わせた後、証券取引所に対し理由を示し」を「証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。

第一百三十三条中「基づく」を「基づく」に改め、「当該発行者に通知して当該職員をして審問を行わせた後」及び「理由を示し」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項に「取消し」を「取消し」に改め、同項第四号中「次のイからハまでの」を「次のイから終つた」を「終わつた」に改め、同項第三号中として次のように加える。

前項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第七十九条に次の二項を加える。

前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第一百五十九条に次の二項を加える。

大蔵大臣は、前項一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百五十九条の十第三項中「もの」と「者」と、「基づく」を「基づく」に改め、「その役員に通知して当該職員に審問を行わせた後」及び「理由を示し」を削る。

この場合においては、行政手続法第十三条区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百五十九条の二に次の二項を加える。

大蔵大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

第一百五十九条第三号中「第七十九条の十二」を「第七十九条の十三第一項」に、「第七十九条の十二」を「第七十九条の十一第一項」に改める。

第一百五十六条中「証券取引所に対し通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を「証券取引所に對し通知して當該職員に審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同条に次の二項を加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百五十六条の八中「貸付」を「貸付け」に改め、「証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百五十六条の八中「貸付」を「貸付け」に改め、「証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百五十六条の十二中「基づく」を「基づく」に改め、「当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同条に次の二項を加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百五十六条中「基づく」を「基づく」に改め、「当該職員をして審問を行わせた後」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百五十六条中「証券取引所に對し通知して當該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を削る。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百五十六条の十二中「基づく」を「基づく」に改め、「当該証券会社又は会員に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第二十四条の八中「協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後」及び「理由を示して」を削る。

第二十七条を次のように改める。

(審問及び聴聞についての証券取引法の準用)

第二十七条 証券取引法第百八十六条の規定はこの法律の規定による審問について、証券取引法第百八十六条の二の規定はこの法律の規定による処分に係る聴聞について、証券取引

法第百八十七条及び第百九十五条の規定はこの法律の規定による審問及びこの法律の規定による処分に係る聴聞について準用する。

(税理士法の一部改正)

第五十四条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「附記」を「付記」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十七条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

(酒税法の一部改正)

第五十五条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改定する。

第十五条 削除

第二十一条前段中「規定により免許に附された」を「規定による免許の」に改め、「。以下本条

において同じ」を削り、「取消」を「取消し」と、「基く」を「基づく」に改め、同条後段を削る。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第五十六条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(信用保証協会法の一部改正)

第五十七条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第一百九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項を削る。

(労働金庫法の一部改正)

第五十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第一百九十七号)の一部を次のように改正する。

第九十六条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第五十九条 大蔵大臣及び労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消しの処分に係る聴聞をしようとするときは、

その聴聞の期日の二週間前までに、行政手続法(平成五年法律第二号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第一項を規定する処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第二項(原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入)の規定に基づくものを除く。)に

ついては、行政手続法第二章(申請に対する処分)及び第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 前項に規定する聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(関税法の一部改正)

第五十九条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八十八条を「第七章 収容及び留置(第七十九条九条第一項)」を「第七章の二 行政手続法との関係(第八十八条)」に改める。

第三十七条第三項中「且つ、公開による聴聞を行ひ」を「かつ、公聴会を開き」に、「取消」を「取消し」に改める。

第四十八条第二項及び第六十二条の十四第一項中「聴聞し」を「意見を聴取し」に改める。

第七章の次に次の「一章を加える。

第四十九条第二項及び第六十二条の十四第一項中「聴聞し」を「意見を聴取し」に改める。

第五章中第二十二条の前に次の「一条を加える。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の二」に改める。

第五章中第二十二条の前に次の「一条を加える。

第六十条 搬助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条 搬助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第五十九条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項(書面の交付を要しない行政指導)に定めるもののほか、この法律又は他の関税に関する法律に基づく関税の納稅義務

の適正な実現を図るために行われる行政指導

の規定は、適用しない。

(とん税法の一部改正)

第六十一条 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の「一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十条の三 行政手続法(平成五年法律第二号)第三条第一項(適用除外)に定めるもの

のほか、この法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法第二章(申請に対する処分)及び第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条第一項(適用除外)及び第三十五条第三項(書面の交付を要しない行政指導)に定めるもののほか、この法律に基づくとん税の納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手続法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をいう。)については、行政手続法第三十五条第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

(特別とん税法の一部改正)

第六十二条 特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六十三条 中「第十条(関税法等の準用)、第十一条から第十一条まで(関税法等の準用・権限の委任・行政手続法の適用除外。」に改める。
(たゞご耕作組合法の一部改正)

第六十三条 中「たゞご耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第六号中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改める。
(国税通則法の一部改正)

第六十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 不服審査及び訴訟」を「第七

章の二 行政手続法との関係(第七十四条の

章の二 行政手続法との関係(第七十四条の二)」に改める。

第七章の次に次の二章を加える。

第七章の二 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第七十四条の二 行政手続法(平成五年法律第

号)第三条第一項(適用除外)に定める

もののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為

(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第一章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く。)については、行政手

続法第二章(申請に対する処分)及び第三章

(不利益処分)の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条第一項、第四条第一項及

び第三十五条第三項(適用除外)に定めるもの

のほか、国税に関する法律に基づく納税義務

の適正な実現を図るために行われる行政指導

(同法第二条第六号(定義)に規定する行政指

導をいい、酒税法第二章及び酒税の保全及び

酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法

律第七号)に定める事項に関するものを除く。)については、行政手続法第三十五条第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

3 国税に関する法律に基づき国の機関以外の

者が提出先とされている届出(行政手続法第

二条第七号に規定する届出をいう。)について

は、同法第三十七条(届出)の規定は、適用し

第八十条第一項中「(昭和二十八年法律第六号)」を削る。

(通関業法の一部改正)

第六十五条 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項若しくは第二項、前条第三項の旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えるとともに「」を削る。

第三十七条中第一項を削り、第二項を第一項

とし、同条第三項中「附記した」を「付記した」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十六条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

第十四条を次のように改める。

2 証券取引法第三十六条第一項(行政

処分の手続)の規定は、大蔵大臣が第三条第

一項の免許又は前条第一項の許可をしないこ

ととするときについて準用する。

2 証券取引法第三十六条第二項の規定は、大

蔵大臣が第十二条第一項の規定による業務の

停止を命じようとするとき、及び第十七条第

一項において準用する同法第四十二条の二第

二十九条第一項中「審問」の下に「この法

律の規定による処分に係る聴聞」を加え、「同法

第六百九十二条(裁判所の禁止命令等)」を「証券取

引法第一百九十二条」に改める。

3 證券取引法第三十六条第三項の規定は、大

蔵大臣が第十二条第一項の規定による業務の

停止を命じようとするとき、及び第十七条第

一項において準用する同法第四十二条の二第

二十九条第一項中「審問」の下に「この法

律の規定による処分に係る聴聞」を加え、「同法

第六百九十二条(裁判所の禁止命令等)」を「証券取

引法第一百九十二条」に改める。

3 証券取引法第三十六条第三項の規定は、大

蔵大臣が第三条第一項の免許、前条第一項の

許可又は第十一条若しくは第十二条の認可をし

又はしないこととしたとき、第三条第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十九条第一項の規定により条件を付すこととしたとき、及び

第十二条第一項若しくは第二項、前条第三項の旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えるとともに「」を削る。

第十八条中「当該職員をして」を「当該職員に對する行政処分」に改め、同条第一号中「第十四条第一項」に改め、「(行政処分の手続)」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「(外務員登録の拒否)又は第六十四条の三第二項(外務員に對する行政処分)」を削り、同号を同条第一号とし、同条第四号を削り、同条の次に次の二条を加える。

第十九条第一項に改め、「(行政処分の手続)」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「(外國証券業者に關する法律の一項改正)

第六十六条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

第十四条を次のように改める。

2 証券取引法第三十六条第一項(行政

処分の手續)の規定は、大蔵大臣が第三条第

一項の免許又は前条第一項の許可をしないこ

ととするときについて準用する。

2 証券取引法第三十六条第二項の規定は、大

蔵大臣が第十二条第一項の規定による業務の

停止を命じようとするとき、及び第十七条第

一項において準用する同法第四十二条の二第

二十九条第一項中「審問」の下に「この法

律の規定による処分に係る聴聞」を加え、「同法

第六百九十二条(裁判所の禁止命令等)」を「証券取

引法第一百九十二条」に改める。

3 証券取引法第三十六条第三項の規定は、大

蔵大臣が第三条第一項の免許、前条第一項の

許可又は第十一条若しくは第十二条の認可をし

第三十八条を次の二項を加える。

第三十九条第一項第一号及び第六条第一項第三号

中「第三十八条」を「第三十九条第一項」に改め

る。

2 前号の規定による処分については、行政手
続法(平成五年法律第 号)第三章の規定

は、適用しない。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十条、第四十一条第一項及び第四十四条
中「第三十八条」を「第三十九条第一項」に改め
る。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改
正)

第六十八条 株券等の保管及び振替に関する法律
(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように
に改正する。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第一
項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条
第二項とする。
(たばこ事業法の一部改正)

第六十九条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第
六十八号)の一部を次のように改訂する。

第十三条第二号中「第十七条第一項」を「第十
七条」に改める。

第十七条第一項第三号中「この項」を「この条」
に改め、同条第二項を削る。

第十八条前段中「前条第一項」を「前条」に改
め、同条後段を削る。

第十九条中「第十七条第一項」を「第十七条」に
改める。

第二十一条中「第十七条第一項」を「第十七条」
に、「同項第三号」を「同条第二号」と、「この項」
を「この条」と、「同項第四号」を「同条第四号」に
改める。

第二十三条第一号中「第三十一条第一項」を
「第三十二条」に改める。

第三十二条第一項第五号中「この項」を「この
条」に改め、同条第二項を削る。

第三十二条第一項第五号中「この項」を「この
条」に改め、同条第二項を削る。

第四十八条第一号中「第十七条第一項」を「第
十七条」に改める。

第四十九条第一号中「第十七条第一項」を「第
十七条」に改め、同条第七号中「第三十一条第一
項」を「第三十二条」に改め、同項を同
(塩専売法の一部改正)

第七十条 塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)
の一部を次のように改訂する。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「第一
項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
(塩専売法の一部改正)

第三十五条第三項を削る。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第一
項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する
法律の一部改正)

第七十二条 有価証券に係る投資顧問業の規制等
に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の
一部を次のように改訂する。

第九条第四項中「及び第三項」を削る。

第三十七条第二項を削る。

第三十八条第三項を次のように改める。

第十九条第一項第三号中「この項」を「この条」
に改め、同条第二項を削る。

第二十一条中「第十七条第一項」を「第十七条」
に、「同項第三号」を「同条第二号」と、「この項」
を「この条」と、「同項第四号」を「同条第四号」に
改める。

第二十二条中「第十七条第一項」を「第十七条」
に、「同項第三号」を「同条第二号」と、「この項」
を「この条」と、「同項第四号」を「同条第四号」に
改める。

第五十九条第二号中「第四十七条第一項」を
「第四十七条」に改める。

附則第三条第二項中「及び第三項並びに第四
十一条第一項の規定(これららの規定に係る罰則
を含む。)を」を「及び第四十二条第一項の規定
(これららの規定に係る罰則を含む。)を」に、「及
び第三項並びに第四十二条第一項の規定(これ
らの規定に係る罰則を含む。)を適用する」を「並
びに第四十二条第一項の規定(これららの規定に
係る罰則を含む。)を」に改める。

第七十二条 有価証券の規制等に関する法律
(昭和六十二年法律第百二十四号)の一部を次によ
うに改訂する。

第十二条第二項を削る。

第十二条第二項を削る。

第三十六条第二項を削り、同条第三項中「第一
項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同
条第二項とする。

第三十六条第二項を削る。

第七十二条 有価証券の規制等に関する法律の一部
(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)

第三十九条第三項及び第四十七条第一項を削
る。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第
三十七条」に改める。

第五十三条第一項を削り、同条第二項中「理
十九条」に改める。

由を示し」を削り、同項を同条第二項とし、同
条第四項を削る。

第五十四条第三項、第五十五条第二項及び第
七十八条第二項を削る。

第七十九条第二項を削り、同条第三項中「第
一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同
条第二項とし、同条第四項を削る。

第八十三条第二項を削る。

第九十一条中「第五十三条第一項若しくは第
三項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第
三項第三号若しくは第三項」を「第五十二
条、第五十四条又は第七十九条」に改める。

第七十九条第一項若しくは第三項」を「第五十二
条、第五十四条又は第七十九条」に改める。

第九十五条第三号を次のように改める。

三 第五十三条、第五十四条、第五十五条又
は第七十九条の規定による命令に違反した
者

第一百一条第十号中「第七十八条第一項」を「第
八十三条」に改める。

第七百一三条中「第八十三条第一項」を「第
八十三条」に改める。

第七百二十三条中「第八十三条第一項」を「第
八十三条」に改める。

第七百二十二条中「第七十八条第一項」を「第
八十三条」に改める。

第七百二十二条中「第七十八条第一項」を「第
八十三条」に改める。

第十九条第二項を削る。

第二十条第三項を次のように改める。

第二十条第三項を次のように改める。

第二十二条中「第五十三条第一項」を「第五十二
条、第五十四条又は第七十九条」に改める。

第三十四条第七号中「第十九条第一項」を「第
十九条」に改める。

同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聽聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条まで

の規定及び同法第二十七条第一項中「主宰者」とあるのは「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができること」と、「この場合」とあるのは「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

6 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、前項において準用する行政手続法第十二条第一項の調査の内容及び同条第三項の報告書を十分に参照して第二項に規定する意見を述べなければならない。

7 第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による解散命令については、行政不服審査法による不服申立てをすること

ができない。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除
第六十六条第七号中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

(文化財保護法の一部改正)
第七十八条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「聴聞」の下に「意見の聴取」を加える。

第四十八条第四項ただし書きを削る。

第六章第一節の節名中「聴聞」の下に「意見の聴取」を加える。

第八十五条の見出しを「(聴聞の特例)」に改め、同条第一項中「文化庁長官が」を「文化庁長官は」に、「処分又は措置」を「処分」に、「関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開によること」を「行政手続法(平成五年法律第二号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続きにかわらず、」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号として、第六号の二を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とする。

第八十五条第二項及び第三項を次のように改める。

2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措

置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は証明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がないで第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第六十五条の二を次のように改める。

第六十五条の三の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第一項中「公開による聴聞を開始しなければならない」を「異議申立て及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならぬ」と改め、同条第二項及び第三項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第二号)第二十条第三項の規定により当該

を行わなければならない。

一 第三十八条第一項又は第七十八条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五条第一項又は第八十三条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第五十八条第一項の規定による発掘の施行

二 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は証明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がないで第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることが認めなければならない。

5 前項の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第二項及び第三項」とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第二号)第二十条第三項の規定により当該

「聴聞の期日」を「当該意見の聴取の期日」に改め、「意見の聴取」に改める。

第八十五条の五中「第八十五条の三の規定による聴聞」を「第八十五条の三第一項の意見の聴聞」を「前条第一項の意見の聴聞に参加した者」を「意見の聴取に参加した者」に改める。

第九十九条第二項中「基き同項第二号若しくは第四号に規定する許可の取消又は」を「基づき」に、「若しくは調査」を「又は調査」に、「第八十五条」を「第八十五条の二」に改める。

第七十九条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

3 所轄庁は、第一項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭ですることを認めなければならない。

4 第八十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第二項及び第三項」とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第二号)第二十条第三項の規定により当該

に出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴聞の主宰者は、必要があると認めたときは、その補佐人の数を三人までに制限することができることを規定する。

第八十条に次の二項を加える。

7 第一項の規定による認証の取消しについては、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

第八十二条中「その他の事項」を削り、「又は」を「若しくは」に、「代理人の意見を聞く場合」を「代理人が意見を述べる場合」又は第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に關し宗教法人の代表者若しくは代理人が口頭により弁明をする場合」に、「外」を「ほか」、「但し」を「ただし」に改める。

(博物館法の一部改正)

第八十条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「取消」を「取消し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第二項とする。

(著作権法の一部改正)

第八十一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十八条中第五項を第六項として、第四項の次に次の二項を加える。

(日本私学振興財團法の一部改正)

第八十二条 日本私学振興財團法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「並びに第十九条から第二十一条まで」を「第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第八十三条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(意見の聽取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしてようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聽かなければならぬ。

2 所轄庁は、前条第一号の規定による是正命令をしてようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第二号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に出席してするものとする。

5 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る)の規定は、第三項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章(第十二条第二項の二(第一項から二項までの間)に付する場合を含む)の規定により、同条第一項の規定による是正命令をしてようとする場合には、行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

第十六条中「第十二条及び第十三条」を「及び第十二条から第十三条まで」と改める。

附則第二条第二項の表第十二条第四号の項の次に次のように加える。

7 前条第二号の規定による是正命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができる。

8 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会立による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁

明の機会を付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に出席してするものとする。

5 第十二条の見出しを削り、同条第一項中「前条第二号から第四号まで」を「第十二条第三号又は第四号に、「与えるために通知する」を「付与する」に改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。

6 第十二条の二(第一項から二項までの間)に付する場合には、行政手続法第三章(第十二条第二項の二(第一項から二項までの間)に付する場合を含む)の規定により、同条第一項の規定による是正命令をしてようとする場合には、行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

7 前条第二号の規定による是正命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができる。

8 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九条 第二十二条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十一条 第十五条の規定による解任の命令

又は前条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六章 厚生省関係

(健康保険法の一部改正)

第八十五条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二章中第二十一条ノ二の次に次の二条を加える。

第八十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条ノ三 前条第一項ノ規定ニ依ル確認ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及第十四条ヲ除ク)ノ規

第四十三条ノ十五中「若ハ其ノ指定ヲ取消シ」を削り、「拒ミ若ハ其ノ登録ヲ取消サン」を「拒

(船員保険法の一部改正)

第八十六条 船員保険法(昭和十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

規定ヲ適用セズ

第二十条 第十九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル確

認ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及第十四条ヲ除ク)ノ規

規定ヲ適用セズ

第二十二条 削除

(児童福祉法の一部改正)

第八十七条 児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の九第八項を削る。

第三十三条の七を第三十三条の九とし、第三十三条の四から第三十三条の六までを二条ずつ繰り下げ、第三十三条の三の次に次の二条を加える。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福

祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に掲げる者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければならない。ただし、当該各号に掲げる者がから当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生省令で定める場合においては、この限りでない。

第八十八条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の十九を次のように改める。

第三条の十九 削除

第三条の二十五中「並びに第三条の十一」を「第三条の十一から第三条の十八まで並びに

第三条の二十」に改める。

第九条第三項を削る。

第三条の三中「行なう」を「行う」に改め、後段を削る。

第九条第十号の二を次のように改める。

第一項第二号及び第二十七条第一項

第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

一 第二十二条の措置 当該措置に係る妊産婦

十四条本文、第二十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項

第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

三 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行ふ者又はその後見人

第三十三条の五 第二十二条の二、第二十二条の二(理容師の免許の取消しに係る場合を除く。)を及び第十四条第一項に改める。

第十四条の二 削除

第十七条の二中「第十四条第一項及び第十四

二条の二(理容師の免許の取消しに係る場合を除く。)を及び第十四条第一項に改める。

第九十条 横行場法(昭和二十三年法律第百三十

若しくは第二項の措置を解除する处分につい

ては、行政手続法(平成五年法律第号)第七条を次のように改める。

第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第三十四条の五第二項及び第四十六条第五項

前条の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第号)第十五条第一項を削る。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正)

第八十九条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改める。

第二十三条の十九を次のように改める。

第三条の十九 削除

第三条の二十五中「並びに第三条の十一」を「第三条の十一から第三条の十八まで並びに

第三条の二十」に改める。

第九条第三項を削る。

第三条の三中「行なう」を「行う」に改め、後段を削る。

第九条第十号の二を次のように改める。

第一項第二号及び第二十七条第一項

第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

一 第二十二条の措置 当該措置に係る妊産婦

十四条本文、第二十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項

第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

三 第二十七条第一項第三号及び第二項の措

置 当該措置に係る児童の親権を行ふ者又は

第三十三条の五 第二十二条の二、第二十二条の二(理容師の免許の取消しに係る場合を除く。)を及び第十四条第一項に改める。

第十四条の二 削除

第十七条の二中「第十四条第一項及び第十四

二条の二(理容師の免許の取消しに係る場合を除く。)を及び第十四条第一項に改める。

第九十条 横行場法(昭和二十三年法律第百三十

七号)の一部を次のように改めて改める。

第七条を次のように改める。

第七条 前条の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第号)第十五条第一項を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の一週間前までにしなければならない。

2 前条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

一週間前までにしなければならない。

(化製場等に関する法律の一部改正)

第九十三条 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第一百四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を削る。

第九条第五項中「第七条第一項」を「第七条」と改める。

(厚生保護法の一部改正)

第九十四条 優生保護法(昭和二十三年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項後段を削る。

第三十九条第三項を次のように改める。

8 前項の規定による処分に係る行政手続法

(平成五年法律第号)第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第九十五条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の二 前条第三項の規定による処分

(号)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(十)

(十一)

(十二)

(十三)

(十四)

(十五)

(十六)

(十七)

(十八)

(十九)

(二十)

(二十一)

(二十二)

(二十三)

(二十四)

(二十五)

(二十六)

(二十七)

(二十八)

(二十九)

(三十)

(三十一)

(三十二)

(三十三)

(三十四)

(三十五)

(三十六)

(三十七)

(三十八)

(三十九)

(四十)

(四十一)

(四十二)

(四十三)

(四十四)

(四十五)

(四十六)

(四十七)

(四十八)

(四十九)

(五十)

(五十一)

(五十二)

(五十三)

(五十四)

(五十五)

(五十六)

(五十七)

(五十八)

(五十九)

(六十)

(六十一)

(六十二)

(六十三)

(六十四)

(六十五)

(六十六)

(六十七)

(六十八)

(六十九)

(七十)

(七十一)

(七十二)

(七十三)

(七十四)

(七十五)

(七十六)

(七十七)

(七十八)

(七十九)

(八十)

(八十一)

(八十二)

(八十三)

(八十四)

(八十五)

(八十六)

(八十七)

(八十八)

(八十九)

(九十)

(九十一)

(九十二)

(九十三)

(九十四)

(九十五)

(九十六)

(九十七)

(九十八)

(九十九)

(一百)

(一百一)

(一百二)

(一百三)

(一百四)

(一百五)

(一百六)

(一百七)

(一百八)

(一百九)

(一百十)

(一百一十一)

(一百一十二)

(一百一十三)

(一百一十四)

(一百一十五)

(一百一十六)

(一百一十七)

(一百一十八)

(一百一十九)

(一百二十)

(一百二十一)

(一百二十二)

(一百二十三)

(一百二十四)

(一百二十五)

(一百二十六)

(一百二十七)

(一百二十八)

(一百二十九)

(一百三十)

(一百三十一)

(一百三十二)

(一百三十三)

(一百三十四)

(一百三十五)

(一百三十六)

(一百三十七)

(一百三十八)

(一百三十九)

(一百四十)

(一百四十一)

(一百四十二)

(一百四十三)

(一百四十四)

(一百四十五)

(一百四十六)

(一百四十七)

(一百四十八)

(一百四十九)

(一百五十)

(一百五十一)

(一百五十二)

(一百五十三)

(一百五十四)

(一百五十五)

(一百五十六)

(一百五十七)

(一百五十八)

(一百五十九)

(一百六十)

(一百六十一)

(一百六十二)

(一百六十三)

(一百六十四)

(一百六十五)

(一百六十六)

(一百六十七)

(一百六十八)

(一百六十九)

(一百七十)

(一百七十一)

(一百七十二)

(一百七十三)

(一百七十四)

(一百七十五)

(一百七十六)

(一百七十七)

(一百七十八)

(一百七十九)

(一百八十)

(一百八十一)

(一百八十二)

(一百八十三)

(一百八十四)

(一百八十五)

(一百八十六)

(一百八十七)

(一百八十八)

(一百八十九)

(一百九十)

(一百九十一)

(一百九十二)

(一百九十三)

(一百九十四)

(一百九十五)

(一百九十六)

(一百九十七)

(一百九十八)

(一百九十九)

(一百二十)

(一百二十一)

(一百二十二)

(一百二十三)

(一百二十四)

(一百二十五)

(一百二十六)

(一百二十七)

(一百二十八)

(一百二十九)

(一百三十)

(一百三十一)

(一百三十二)

(一百三十三)

(一百三十四)

(一百三十五)

(一百三十六)

(一百三十七)

(一百三十八)

(一百三十九)

(一百四十)

(一百四十一)

(一百四十二)

(一百四十三)

(一百四十四)

(一百四十五)

(一百四十六)

(一百四十七)

(一百四十八)

(一百四十九)

(一百五十)

(一百五十一)

(一百五十二)

(一百五十三)

(一百五十四)

(一百五十五)

(一百五十六)

(一百五十七)

(一百五十八)

(一百五十九)

(一百六十)

(一百六十一)

(一百六十二)

(一百六十三)

(一百六十四)

(一百六十五)

(一百六十六)

(一百六十七)

(一百六十八)

(一百六十九)

(一百七十)

(一百七十一)

(一百七十二)

(一百七十三)

(一百七十四)

(一百七十五)

(一百七十六)

(一百七十七)

(一百七十八)

(一百七十九)

(一百八十)

(一百八十一)

(一百八十二)

(一百八十三)

(一百八十四)

(一百八十五)

(一百八十六)

(一百八十七)

(一百八十八)

(一百八十九)

(一百九十)

(一百九十一)

(一百九十二)

(一百九十三)

(一百九十四)

(一百九十五)

(一百九十六)

(一百九十七)

(一百九十八)

(一百九十九)

(一百二十)

(一百二十一)

(一百二十二)

(一百二十三)

(一百二十四)

(一百二十五)

(一百二十六)

(一百二十七)

(一百二十八)

(一百二十九)

(一百三十)

(一百三十一)

(一百三十二)

(一百三十三)

(一百三十四)

(一百三十五)

(一百三十六)

(一百三十七)

(一百三十八)

(一百三十九)

(一百四十)

(一百四十一)

(一百四十二)

(一百四十三)

(一百四十四)

(一百四十五)

(一百四十六)

(一百四十七)

(一百四十八)

(一百四十九)

(一百五十)

(一百五十一)

(一百五十二)

(一百五十三)

(一百五十四)

(一百五十五)

(一百五十六)

(一百五十七)

(一百五十八)

(一百五十九)

(一百六十)

(一百六十一)

(一百六十二)

(一百六十三)

(一百六十四)

(一百六十五)

(一百六十六)

(一百六十七)

(一百六十八)

(一百六十九)

(一百七十)

(一百七十一)

(一百七十二)

(一百七十三)

官報(号外)

し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該処分に係る者の氏名及び住所

二 当該処分の内容及び根拠となる条項

三 当該処分の原因となる事実

17 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する

行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならぬ。

18 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行なう場合における第十二項の通知又は第十一項の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行なう場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならぬ。

(歯科医師法の一部改正)

第九十七条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項から第七項までを次のように改める。

5 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、厚生大臣による聴聞に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行なわせることができる。

6 行政手続法（平成五年法律第二十一条第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項

の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

7 厚生大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他の意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事に提出しなければならない。

第八条 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取若しくは弁明の聴取を行なう場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第一項の規定により同条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該

調書及び報告書の写しを添えて厚生大臣に提出しなければならない。

9 厚生大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう指示することができる。

10 厚生大臣は、当該処分の決定をするときは、第八項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参照してこれをしなければならない。

11 厚生大臣は、第二項の規定による歯科医業の停止の命令をしようとするときは、厚生大臣による弁明の機会の付与に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行なわせることができる。

12 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行なうべき日時までに相当な期間をおいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二 当該処分の内容及び根拠となる条項

三 当該処分の原因となる事実

13 厚生大臣は、第一項に規定する場合ほ

か、厚生大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者

に対する弁明の聴取を行わせることができるものとし、この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

14 第十二項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行なったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

16 厚生大臣は、第五項又は第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に對し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

17 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行なう場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行なう場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行なう場合におけ

第三項若しくは第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第十一項前段の規定により医療関係者審議会の委員が弁明の聴取を行う場合又は

第十六項の規定により准看護婦試験委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（歯科衛生士法の一部改正）

第九十九条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までを削る。

（第八条の十五 削除）

第九十一条の八中「並びに第八条の七」を「、第十八条の七から第八条の十四まで並びに第八条の十六」に改める。

（医療法の一部改正）

第一百条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改める。

（第三十条を次のように改める。）

第三十条 都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第二百五号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与

又は聴聞を行わないで第二十四条第一項、第二十八条又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

第六十七条 第六十七条を次のように改める。

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第一

四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに当たつては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に對し、その指名した職員又はその他の者に對して弁明する機會を与えるなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に對し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 第一項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第一百一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条 前条第一項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第二百五号）第十五条第一項の通知は、聴聞の期日（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の十四日前までにしなければならない。

又は第四十九条の二第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に對し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければならぬ。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

第四十五条第三項から第五項までを次のよう改める。

第五項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の十四日前までにしなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第四十六条の二 この章の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第二百五号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第四十七条の二 この章の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第二百五号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第四十八条の二 第二十九条の二第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第五十一条の二 第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第六十二条に次の一項を加える。

（クリーニング業法の一部改正）

第五項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第六十三条 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第六十四条 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七条の十五第三項を削り、同条第四項中

二項中「拒み、若しくはその登録があつたものとみなさないこと」とし、又はその登録を取り消すを「拒もう」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第一百二十四条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を削る。

3 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

4 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

5 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

6 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

7 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

8 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

9 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

10 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

11 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

12 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

13 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

14 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

15 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

16 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

17 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

18 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

19 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

20 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

21 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

22 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

項若しくは第三項の措置を解除する処分につ

いては、行政手続法(平成五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

規定は、適用しない。

第二十一条の二第二項を削る。

(薬事法の一部改正)

第一百二十六条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の一部を次のように改める。

(許可の更新を拒否する場合の手続)

第七十六条 厚生大臣又は都道府県知事は、第

五条第二項、第十二条第三項、第二十二条第

三項又は第二十四条第二項の規定による許可

の更新を拒もうとするときは、当該処分の名

あて人に對し、その処分の理由を通知し、弁

明及び有利な証拠の提出の機會を与えない

べきならない。

第七十七条の二を第十七条の四とし、

第十七条の次に次の二条を加える。

(措置の解除に係る説明等)

第七十六条の二 第七十五条の二第一項第一号

又は同項第六号若しくは第七号(国内管理人

に係る部分に限る。)に該当することを理由と

して同項の規定による処分をしようとする場

合における行政手続法(平成五年法律第

号)第三章第二节の規定の適用について、

当該処分の名あて人の国内管理人は、同法第

十五条第一項の通知を受けた者とみなす。

第七十七条の二の五第四項を削る。

(薬剤師法の一部改正)

第一百二十七条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

(行政手続法の適用除外)

第十七条の三 第十五条の三又は第十六条第一

(老人福祉法の一部改正)

第一百二十八条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

規定は、適用しない。

第二十二条の二第二項を削る。

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四第一項若し

くは第二項又は前条第一項の措置を解除しよ

うとするときは、あらかじめ、当該措置に係

る者に対し、当該措置の解除の理由について

説明するとともに、その意見を聽かなければ

ならない。ただし、当該措置に係る者から當

該措置の解除の申出があつた場合その他厚生

省令で定める場合においては、この限りでな

い。

第七十二条の次に次の二条を加える。

(聴聞の方法の特例)

第七十六条の二 第七十五条の二第一項第一号

又は同項第六号若しくは第七号(国内管理人

に係る部分に限る。)に該当することを理由と

して同項の規定による処分をしようとする場

合における行政手續法(平成五年法律第

号)第三章第二节の規定の適用について、

当該処分の名あて人の国内管理人は、同法第

十五条第一項の通知を受けた者とみなす。

第七十七条の二の五第四項を削る。

(薬剤師法の一部改正)

第一百二十七条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

(措置の解除に係る説明等)

第十四条の二 都道府県知事又は市町村長は、

前条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解

除の理由について説明するとともに、その意

見を聽かなければならない。ただし、当該措

置に係る者から当該措置の解除の申出があつ

た場合その他厚生省令で定める場合において

は、この限りでない。

(行政手續法の適用除外)

第十四条の三 第十四条の措置を解除する処分

については、行政手續法(平成五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

規定は、適用しない。

第二十二条の二第二項を削る。

(行政手續法の適用除外)

第十二条 第十条の四第一項若しくは第一

項又は第十一项第一項の措置を解除する処分

については、行政手續法(平成五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

規定は、適用しない。

第七十二条の二 第十条の四第一項若しくは第一

項又は第十一项第一項の措置を解除する処分

については、行政手續法(平成五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

規定は、適用しない。

(母子保健法の一部改正)

第一百三十二条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第六項中「及び第二十一条の九第六項から第八項まで」を「並びに第二十一条の九第六項及び第七項」に改める。

(製糞衛生師法の一部改正)

第一百三十二条 製糞衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削る。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第一百三十三条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削る。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第一百三十四条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第一百三十五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の四を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十五条の四 主務大臣は、前二条の規定による戒告又は業務の停止の懲戒処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第

号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 主務大臣は、前二条の規定による懲戒処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開に

より行わなければならない。

(柔道整復師法の一部改正)

第一百三十五条 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削る。

第八条の十五を次のように改める。

第八条の十五 削除

第十三条の七中「並びに第八条の七」を「第

八条の七から第八条の十四まで並びに第八条の十六」に改める。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第一百三十六条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一

部を次のように改正する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改

正)

第九条の十六を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改

正)

第一百三十七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法

律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次

のように改める。

第七条第三項第四号ニ中「第七条の三第一項」を「第七条の三」に、「第十四条の六第一項」を

「第十四条の六」に改める。

第七条の三第二項、第九条の二第二項、第十

四条の六第一項、第十五条の三第二項及び第十

九条の四第二項を削る。

第十三条の二中「第十四条の五第三項、第十

四条の六第二項及び第十五条の三第二項」を「及び第十四条の五第三項」に改める。

第二十五条第三号中「第七条の三第一項」を

「第七条の三」、「第十四条の六第一項」を「第

十四条の六」に、「第十九条の四第一項」を「第

十九条の四」に改める。

第二十六条第二号中「第九条の二第一項、第

十五条の三第一項」を「第九条の二、第十五条の三」に改める。

第八条第五項を削る。

(視能訓練士法の一部改正)

第一百三十八条 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一

部改正)

第一百三十九条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部

を次のように改正する。

第一百四十条 第三条中「第七条(第三項後段及び第四

項を除く。」)を「第七条第一項、第二項及び第三

項前段」に、「及び第三十三条」を「並びに第三十

三条」に改め、同項の表第七条第五項の項及び

第七条第七項の項を削る。

第一百一条第二項中「第七条(第三項後段及び第

四項を除く。」)を「第七条第一項、第二項及び第三

項前段」に、「及び第三十一条」を「並びに第三

十一条」に改め、同項の表第七条第五項の項及

び第七条第七項の項を削る。

(老人保健法の一部改正)

第一百四十条 老人保健法(昭和五十七年法律第八

号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の十七の八第二項を削る。

第四十六条の十七の九第三号中「前条第一項」を「前条」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

第一百四十二条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四

十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「(不許可の処分をした場

合にはその理由を含む。」)を削る。

第三十六条第二号へから今までの規定中「第

七条の三第一項」を「第七条の三」に改める。

第五十四条の見出しを「(聴聞の方法の特例)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

七条の三第一項」を「第七条の三」に改める。

次に掲げる処分に係る聴聞の期日における

審理は、公開により行わなければならない。

第五十四条の見出しを「(聴聞の方法の特例)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

七条の三第一項」を「第七条の三」に改める。

(外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に

係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の

特例等に関する法律の一部改正)

第一百四十二条 外国医師又は外国歯科医師が行う

臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法

第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年

法律第十九号)の一部を次のように改める。

第一百四十三条 外国医師又は外国歯科医師が行う

臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法

第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年

法律第十九号)の一部を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十二条第三項を削る。

第二十七条中「並びに第十六条」を「第十六

条から第二十三まで並びに第二十五条」に改める。

- 6 前三項に定めるもののほか、獣医事審議会が行う意見の聴取に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 7 第二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
(土地改良法の一部改正)
- 第一百五十五条 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。
- 第五十二条の四第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の規定による認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)第三章の規定は、適用しない。
- 第八十九条の二第四項中「場合には」の下に「第五十二条の四第二項及び」を加え、「同条第七項」を「第五十二条の四第一項中「前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるのは「換地計画に基づく」と、第八十七条第七項「行なつてはならない」を「行つてはならない」に改める。
- (家畜商法の一部改正)
- 第一百五十六条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。
- (漁業法の一部改正)
- 第七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項を削る。
- 第一百五十七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

- 6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者は、その代理人は、当該事業について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 第三十四条第四項中「当該漁業権者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えないければ」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同条に次の三項を加える。
- 5 前項の規定による認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、当該手続法(平成五年法律第二百四十九号)第三章の規定は、適用しない。
- 第八十九条の二第四項中「場合には」の下に「第五十二条の四第二項及び」を加え、「同条第七項」を「第五十二条の四第一項中「前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるのは「換地計画に基づく」と、第八十七条第七項「行なつてはならない」を「行つてはならない」に改める。
- 6 当該漁業権者又はその代理人は、第四項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、海区漁業調整委員会に対し、当該事案について調査の結果に係る調書その他の当該申請の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、海区漁業調整委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 7 前項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会が行う第四項の意見の聴取に關し必要な事項は、省令で定める。

- 第三十六条第三項中「聴聞」を「及び第六項(意見の聴取)に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「第三十五条」を「前条」と、「第五項」を「及び第三十七条」に改め、同条に次の三項を加える。
- 5 第三十九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第四項中「第三十四条第四項(聴聞)を「第三十七条第四項(意見の聴取)に改め、同条第十三項中「第九項、第三十四条第二項及び同条第四項(漁業権の制限又は条件)」を「及び第九項、第三十四条第二項(海区漁業調整委員会への諮問)並びに第三十七条第四項(意見の聴取)に改め、同条第十三項中「第九項、第三十四条第二項及び同条第四項(漁業権の制限又は条件)」を「及び第九項、第三十四条第二項(海区漁業調整委員会への諮問)並びに第三十七条第四項(意見の聴取)に、」「第三十四条第四項」を「第九項」に、「水産資源保護法第十二条」を「同法第十二条」に改め、同条に次の三項を加える。
- 6 第五十六条第二項中「当該申請者は、その代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えないければ」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同条に次の二項を加える。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者は、その代理人は、当該事業について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

- 第五项に「取消」を「取消し」に、「及び」を「並びに」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。
- 第三十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第四項中「聴聞」を「から第七項まで(意見の聴取)に改め、同項に後段として次のよう
- この場合において、同条第六項中「海区漁業調整委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 5 第二項の場合には前条第四項(意見の聴取)の規定を、第三項の場合には第三十四条第四項から第七項まで(意見の聴取)の規定を準用する。
- 6 第二項の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第五項を次のように改める。
- 5 第二項の場合には前条第四項(意見の聴取)の規定を、第三項の場合には第三十四条第四項から第七項まで(意見の聴取)の規定を準用する。
- 第五項に「取消」を「取消し」に、「及び」を「並びに」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。
- 第六十三条中「第三十四条第一項及び第四項」を「第三十四条第一項」に、「第三十七条第一項、第二項及び第四項、第三十八条第一項及び第五項」を「第三十七条第一項及び第二項、第三十九条第一項」に、「第四項から」を「第三十九条第四項及び第十三項において準用する主務大臣は、第一項の処分をしようとするときは、」とを削り、「第三十四条第四項中「海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、」とあるのは「主務大臣は、許可又は起業の認可後ににおいて第一項の処分をしようとするときは」と、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十三項において準用する主務大臣は、第一項の処分をしようとするときは」と、第三十四条第四項を「第九項、第三十四条第二項(海区漁業調整委員会への諮問)並びに第三十七条第四項(意見の聴取)に、」「第三十四条第四項」を「第九項」に、「水産資源保護法第十二条」を「同法第十二条」に改め、同条に次の三項を加える。
- 2 主務大臣は、前項において準用する第三十一条第一項又は第三十九条第一項若しくは第四項(意見の聴取)に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 主務大臣は、前項において準用する第三十一条第一項又は第三十九条第一項若しくは第四項(意見の聴取)に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 主務大臣は、前項において準用する第三十一条第一項又は第三十九条第一項若しくは第四項(意見の聴取)に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 主務大臣は、第一項において準用する第三十九条第十二項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるは、聴聞を行わなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項において準用する第三十九条第十二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条の規定にかかるは、聴聞を行わなければならない。

第十七条第四項中「造林者又はその代理人が公開の聴聞において意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるべき」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

は、造林者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

(森林法の一部改正)

第一百六十八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

第三十二条第二項から第四項までの規定中「聴聞」を意見の聴取」と改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第一百六十九条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

2 前項に規定する処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第一百七十条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改定する。

第八十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第一百七十三条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改定する。

第三十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

(農地法の一部改正)

第一百七十二条 農地法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

二十九号)の一部を次のように改定する。

第四十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 買収することが適切である理由

第八十三条の二第二項を削る。

第八十四条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第八十四条の二 第四十八条第一項(第五十九条第三項に準用する場合を含む。)の規定による公示及び第五十条第一項(第五十九条第五項で準用する場合を含む。)の規定による買収令書の交付に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)、第三章(第十一条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第八十五条の二に次の二項を加える。

2 第八十三条の二の規定による処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

第九十三条第三号中「第八十三条の二第一項」を「第八十三条の二」に改める。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第一百七十二条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第一百七十七条 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第一百七十三条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改定する。

第九条第三項中「公開による聴聞会」を「公聴会」に、「あいて」を「聴いて」に改める。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第一百七十四条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改定する。

第二十四条 第五条の二第一項若しくは第二項の規定による処分、第七条の五第一項若しくは第二項の規定による処分又は第十五条の六の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の規定の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十四条の三を次のように改める。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第二十四条の三 この法律に基づく処分について審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

(農地法の一部改正)

第一百七十二条 農地法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

3 第二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

2 前項の規定においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第一百七十七条 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第四号中「第六十七条第一項」を「第六十七条」に改める。

第六十七条第二項を削る。

第七十一条の見出しを「(公聴会)」に改め、同条中「聴聞を行ない」を「公聴会を開き」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第一百七十八条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改める。

年法律第二百四号の一部を次のように改める。

第五十八条農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改める。

前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(漁業災害補償法の一部改正)

第一百七十九条漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改定する。

第七十五条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(漁業災害補償法の一部改正)

第一百七十九条漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改定する。

第七十五条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(行政手続法の適用除外)

第六条の二 この法律の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第一号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(農業振興地域の整備に関する法律の一一部改正)

第一百八十二条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改定する。

第十五条の十六の見出しを「(監督処分)」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条第三号中「第十五条の十六第一項」を「第十五条の十六」に改める。

第十五条の十六の見出しを「(監督処分)」に改め、同条第二項を削る。

(真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正)

第一百八十二条 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第五十六号)の一部を次のように改定する。

第六十六条第一項第四号中「第八十八条第一項」を「第八十八条」に改める。

第七十九条の見出しを「(公聴会)」に改め、同条中「聴聞を行ない」を「公聴会を開き」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第八十八条第二項を削る。

(林業種苗法の一部改正)

第一百八十三条 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の一部を次のように改定する。

第十五条第二項を次のように改める。

(外国人漁業の規制に関する法律の一一部改正)

第一百八十四条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改定する。

第十五条第二項を次のように改める。

(行政手続法の適用除外)

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の二条を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法の適用除外とする。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法の適用除外とする。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法の適用除外とする。

(鉄道市場法の一部改正)

第一百八十四条 鉄道市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改定する。

第十九条第五項を次のように改める。

前項の規定による許可の取消しに係る聴聞

の期日における審理は、公開により行わなければならない。

ればならない。

第二十五条第三項中「処分」を「許可の取消し」とする。

(松くい虫被害対策特別措置法の一部改正)

第一百八十七条 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)の一部を次のように改定する。

第四十九条第二項中「前項の規定による処分」を「第一項第二号の規定による許可の取消し又は同項第三号の規定による命令に係る聴聞」に改定する。

第四十条の三第二項及び第四条の四第二項中「第八項」を「第九項」に、「左の」を「次の」に、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

第五条第四項中「聴聞を行い、その者又はそ

の代理人が証拠を提示し、意見を述べる機会をえた」を「意見の聴取を行つた」に改め、同項

に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、当該申出をした者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

第九条の三第二項及び第九条の四第二項中「第八項」を「第九項」に、「左の」を「次の」に、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第一百八十五条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改定する。

第十二条の六第三項中「第四項」を「同法第三

号まで」に改める。

(漁業水域に関する暫定措置法の一部改正)

第一百八十六条 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)の一部を次のように改定する。

第十二条の六第三項中「第四項」を「同法第三

号まで」に改める。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第一百八十七条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改定す

る。

第二十二条中第一項を削り、第三項を第一項

とする。

(松くい虫被害対策特別措置法の一部改正)

第一百八十七条 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)の一部を次のように改定する。

第二十二条中第一項を削り、第三項を第一項

とする。

(行政手続法の適用除外)

第六条の二 この法律の規定による処分につ

いては、行政手続法(平成五年法律第一号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第二章及び第三章の規定は、適用しない。

行政手続法(平成五年法律第 号)第二章

及び第三章の規定は、適用しない。

(貿易保険法の一部改正)

第一百九十八条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第一百九十九条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第一百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第五十四条 通商産業大臣は、第四十四条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第五十五条 通商産業大臣は、第四十四条、第五十六条、第三十一条第五項、第三十四条、第四十四条、第四十五条の十二(第四十五条の十三第四項において準用する場合を含む。)又は第四十五条の十六第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五十六条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第五十七条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第五十八条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第五十九条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十一条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十二条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十三条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十四条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十五条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十六条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手續に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十七条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手續に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十八条 通商産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手續に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

告をした上に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害關係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(小型自動車競走法の一部改正)

第二百条 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改める。

第二十一条の三第三項中「前二項」を「第一項」とし、「これららの規定に掲げる者」を「当該処分に係る小型自動車競走施行者」に、「これらの処分」を「当該処分」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第二百一条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改める。

第二百二条の三第三項中「前二項」を「第一項」とし、「これらの規定に掲げる者」を「当該処分に係る小型自動車競走施行者」に、「これらの処分」を「当該処分」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第二百二条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改める。

第二百二条の三第三項中「前二項」を「第一項」とし、「これらの規定に掲げる者」を「当該処分に係る小型自動車競走施行者」に、「これらの処分」を「当該処分」に改める。

4 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条规定による通知をし、かつ、事業の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第三項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

6 第三項の聴聞の主宰者は、行政手続法第七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

7 第三項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

8 第五十三条、第五十四条又は前条の規定によつて、行政手続法第十五条规定による通知に掲載された住所の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるもの掲示場に掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載された日又は官報に掲載した日のいづれか遅い日から十四日を経過した日」とする。

9 第五十九条に次の一項を加える。

2 通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞に準用する。

4 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

5 第八十三条の見出しを「(取消し)」に改め、同条第二項中「第四十条」を「第四十八条第四項から第六項まで」に改め、「前項」に「取消」を「取消しに係る聴聞」に改める。

6 第八十四条に次の一項を加える。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による登録に関する処分について、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 第一項の規定による登録に関する処分について、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

5 第八十七条中「第五十六条」を「第五十六条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

6 第九十二条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

7 第九十三条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

8 第九十四条に次の一項を加える。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による登録に関する処分について、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 第一項の規定による登録に関する処分について、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

5 第八十七条中「第五十六条」を「第五十六条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

6 第九十五条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

7 第九十六条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

8 第九十七条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

9 第九十八条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

10 第九十九条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

11 第一百条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

12 第一百零一条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第五十条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に

改め、同条中「第四十九条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正)

第二百十一条 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第五十六条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「第四十条(命令の手続)」を

「第四十八条第四項から第六項まで(聴聞の方法の特例)」に、「取消」を「取消しに係る聴聞」に改める。

(工業用水法の一部改正)

第二百十二条 工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)の一部を次のように改める。

第二十六条 都道府県知事は、第十三条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条规定の規定による意見陳述のための手続の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二十四条、第二十八条第一項又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における手続の区分に

かかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十三条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七

条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十七条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(輸出検査法の一部改正)

第二百十三条 輸出検査法(昭和三十二年法律第九十七条)の一部を次のように改める。

第四十三条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第四十三条 主務大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条规定の規定による意見陳述のための手続の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二十四条、第二十八条第一項又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における手続の区分に

理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二百四十四条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)の一部を次の

ように改正する。

第五条の二十三第六項中「第一百六条の二」の二」を「第六十条の二」に改める。

第六十条の見出しを「(意見の聴取)」に改め、

同条中「聴聞を行い」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十九条第四項中「(弁明の機会の供与)」及び第一百六条の二の二」を削る。

(工業用水道事業法の一部改正)

第二百十五条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改める。

2 第二十二条の見出し及び同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十三条第三項を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十五条 第十条第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、

公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る聴聞の期日における審理は、

公開により行わなければならない。

3 第十二条の見出し及び同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十三条第三項を次のように改める。

平成五年十月二十六日 衆議院会議録第六号 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

四七

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第二百三十九号）第十三条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十四条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十四条第二項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令を

い。

第二十一条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前項の規定による審査に当たつては、賠償義務者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して意見の聴取をしなければならない。ただし、その者又はその代理人が正當な事由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで当該審査をすることができる。

4 前項の意見の聴取に際しては、当該賠償義務者又はその代理人に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第二十一条第三項を次の一項を加える。

4 前項の意見の聴取に際しては、当該賠償義務者又はその代理人に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第二十五条第一項及び第二項中「聴聞」を「意見の聽取」に改める。

（航空機工業振興法の一部改正）

第二百一十七条 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

2 第二十二条 第十八条又は前条の規定による処

分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第二百三十九号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に

に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（輸出品デザイン法の一部改正）

第二百一十八条 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「附して」を「付して」に改め、

同項を同条第二項とする。

第四十条を次のように改める。

（聴聞の特例）

第四十条 通商産業大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第二百三十九号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

成年法律第二百三十九号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十一条第一項又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十一条第一項及び第二項中「聴聞」を「意見の聽取」に改める。

（特許法の一部改正）

第二百十九条 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百九十五条の三」を「第二百九十五条の四」に改める。

第十章中第二百九十五条の三を第二百九十五条の四とし、第二百九十五条の二の次に次の二条を加える。

（行政手続法の適用除外）

第二百九十五条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第二百三十九号）第二章及び

第三章の規定は、適用しない。

（実用新案法の一部改正）

第二百九十五条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第二百一十三条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

（五百九十五条の四）の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項中「第二百九十五条の三」を

「第二百九十五条の四」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特許法第二百九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処

案の内容を示さなければならない。

（意匠法の一部改正）

第二百二十二条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五条）の一部を次のように改正する。

第六十八条第六項中「第二百九十五条の三」を「第二百九十五条の四」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 特許法第二百九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

（商標法の一部改正）

第二百二十二条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第六項中「第二百九十五条の三」を「第二百九十五条の四」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 特許法第二百九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第二百一十三条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

（五百九十五条の四）の一部を次のように改正する。

（第十六条の五）の規定による命令を

しよるとするときは、第十六条の二第一項の規定による申出をした中小小売商団体及び主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聽かなければならぬ。

第二十条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第四項中「聴聞」を「第二項の意見の聴取」に改め、同条第四項中「聴聞」を「第二項の意見の聴

五条の十一、第八十五条の十四、第八十五条の

二十二（第八十五条の二十三第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第

三十四条、第三十七条の八、第三十八条の四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第一百十条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第九条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同

条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えることによる。

第五十九条、第六十四条（第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、第六十

七条、第六十七条の三、第六十七条の五、第七十七条又は第八十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第七条、第六十七条の三、第六十七条の五、第七十七条又は第八十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えることによる。

第五十九条を次のように改める。

（聴聞の特例）

第九十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、

第二十六条若しくは第三十四条の規定による

命令、第六十四条の規定による禁止又は第六

十七条の四第二項において準用する第六十四

条の規定による請求をしようとするときは、

行政手続法（平成五年法律第一号）第十三

条第一項の規定による意見陳述のための手続

の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（砂利採取法の一部改正）

第二百三十三条 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四条）の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。

2 第二十二条、第二十五条（第三十五条にお

いて準用する場合を含む。）、第二十六条、第

三十四条、第三十七条の八、第三十八条の四

の規定による命令をしようとするときは、

第三十四条、第三十八条の二十二（第三十八条の二

十三第四項において準用する場合を含む。）、

第三十八条の二十六第一項若しくは第二項、

第五十四条、第六十四条（第六十七条の四第

二項において準用する場合を含む。）、第六十

七条、第六十七条の三、第六十七条の五、第七

十七条又は第八十条の規定による処分に係

る聴聞の期日における審理は、公開により行

わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七

条第一項の規定により当該処分に係る利害関

係人が当該聴聞に関する手続に参加すること

を求めたときは、これを許可しなければなら

ない。

第九十二条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」

に改め、同条中「第九条の例により」を「その処分

に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をし

た上、」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条

に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分

に係る者及び利害関係人に対し、その事案に

ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与

えなければならない。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律の一

部改正）

第二百三十四条 電気工事業の業務の適正化に

する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の一部

を次のように改正する。

（聴聞の特例）

第三十八条 通商産業大臣、都道府県知事又は

河川管理者は、第十二条第一項又は第二十六

条の規定による命令をしようとするときは、

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、

第二十八条第一項又は第二項の規定による命

令をしようとするときは、行政手続法（平成

五年法律第一号）第十三条规定による命

令をしようとするときは、行政手続法（平成

第三十条を次のように改める。

（聴聞の特例）

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、

第二十八条第一項又は第二項の規定による命

令をしようとするときは、行政手続法（平成

五年法律第一号）第十三条规定による命

令をしようとするときは、行政手續法（平成

第三十条を次のように改める。

（聴聞の特例）

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、

第二十八条第一項又は第二項の規定による命

令をしようとするときは、行政手續法（平成

五年法律第一号）第十三条规定による命

令をしようとするときは、行政手續法（平成

律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第二百四十二条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第三十六条 通商産業大臣は、第二十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、行

政手続法(平成五年法律第号)第十三条规定による意見陳述のための手続

の区分にかかわらず、聴聞を行わなければな

らない。

2 第二十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければな

らない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七

条第一項の規定により当該処分に係る利害関

係人が当該聴聞に関する手続に参加すること

を求めたときは、これを許可しなければなら

ない。

第三十七条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」

に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をして上、「」、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条

に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(揮発油販売業法の一部改正)

第二百四十二条 挥発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十一条 通商産業大臣は、第十一条第一項の規定による処分をしようとするときは、行

政手続法(平成五年法律第号)第十三条规定による意見陳述のための手続

の区分にかかわらず、聴聞を行わなければな

らない。

2 第十一条第一項若しくは第二項又は第十七

条の十一の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければな

らない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七

条第一項の規定により当該処分に係る利害関

係人が当該聴聞に関する手続に参加すること

を求めたときは、これを許可しなければなら

ない。

第三十七条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」

に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をして上、「」、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条

に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第二百四十三条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の二項を加える。

(特許法の一部改正)

第二百四十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処

分に適用する。

3 特許法第二百四十五条の三の規定は、この法

律又はこの法律に基づく命令の規定による処

分に適用する。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第二百四十四条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二百四十五条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百四十五条の三を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二百四十五条 第二十八条第一項又は第三十七条

条第一項の規定により当該処分に係る利害関

係人が当該聴聞に関する手続に参加すること

を求めたときは、これを許可しなければなら

ない。

は、これを許可しなければならない。

第四十六条に見出しとして「(不服申立ての手続における意見の聴取)」を付し、同条中「前条

の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、「」、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加えなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分

に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

第四項において準用する場合を含む。又は第

十二条の十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければなら

ない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成

五年法律第号)第十七条第一項の規定

により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞

に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をして上、「」、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

第一十二条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一
部改正)

第二百五十二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改訂する。

第六条第一項第二号中「第二十八条第一項」を

「第二十八条」に改め、同項第四号ホ中「第二十
八条第一項」及び「同項」を「第二十八条」に改め
る。

第二十七条第二項及び第二十八条第二項を削
る。

第二十九条中「前条第一項」を「前条」に改め
る。

第三十二条第二項第一号中「第二十八条第一
項」を「第二十八条」に改める。

第四十四条中「第二十八条第一項」を「第二十
八条」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同
項第一号」を「同条第二号」と、「同項第三号」を
「同条第三号」に改める。

第五十六条第七号中「第二十七条第一項」を
「第二十七条」に改める。

第五十四条第六号中「第二十八条第一項」を
「第二十八条」に改める。

第五十六条第七号中「第二十七条规定」を
「第二十七条」に改める。

第五十二条 輸入品専門売場の設置に関する法
律の特例に関する法律の一部改正

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調
整に関する法律の特例に関する法律(平成三年
の規定による処分に係る聴聞の期日における
整に関する法律の特例に関する法律(平成三年

法律第八十一号)の一部を次のように改訂する。
法律第八十一号)の一部を次のように改訂す
る。

第十四条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に
改める。

(計量法の一部改正)

第二百五十三条 計量法(平成四年法律第五十一
号)の一部を次のように改訂する。

第一百六十二条及び第一百六十二条を次のように
改める。

第六百六十二条 指定検定機関は、前条第二項に
規定する場合において、不合格の判定をした
ときは、その試験を行うことを求めた者に対
し、その理由を通知しなければならない。

(聴聞の特例)

第六百六十二条 通商産業大臣又は都道府県知事
は、第一百三十三条又は第一百二十三条の規定によ
る命令をしようとするときは、行政手続法

(平成五年法律第
二号)第十三条规定の規定による意見陳述のための手続の区分にか
かわらず、聴聞を行わなければならない。

第二百五十四条 特定債権等に係る事業の規制に
関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を
次のように改訂する。

第二百五十五条 船舶法(明治三十二年法律第四
十六号)の一部を次のように改訂する。

第二百五十六条 第二十二条ノ二の次に次の二条を加える。

第二百五十七条 第二十二条ノ三 行政手続法(平成五年法律
第
二号)第二章及び第三章ノ規定ハ船舶

第三章中第三十条ノ二を第三十条ノ三とし、
同条の前に次の二条を加える。

(聴聞の方法の特例)

第二百五十七条 第二十二条又は第二十五条の規定
による処分に係る聴聞の期日における審理

は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主査者は、行政手続法(平成
五年法律第
二号)第十七条规定の規定

審理は、公開により行わなければならない。

に開する手続に参加することを求めたとき
は、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞と主査者は、行政手続法第十七
条第一項の規定により当該処分に係る利害関
係人が当該聴聞に関する手続に参加すること
を求めたときは、これを許可しなければなら
ない。

第二百五十三条第一項第三号中「第五十条第一項」
を「第五十条」に改め、同項第五号ホ中「第五十
条第一項」及び「同項」を「第五十条」に改める。

第四十九条第二項及び第五十条第二項を削
る。

第二百五十五条中「第五十条第一項」を「第五十
一条中「前条第一項」を「前条」に改め
る。

第六十五条中「第五十条第一項」を「第五十
一条」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同項第
二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条
第三号」に改める。

第六十六条及び第七十六条第三号中「第五十
一条第一項」を「第五十条」に改める。

第六十八条第十二号中「第四十九条第一項」を
「第四十九条」に改める。

第二百五十五条第一項を「第五十条」に改める。

第三十条ノ二 行政手続法(平成五年法律第 号)第三章ノ規定ハ第六条又ハ第七条第 三項ノ処分ニハ之ヲ適用セズ	(鉄道抵当法の一部改正)
第二百五十七条 鉄道抵当法(明治三十八年法律 第五十三号)の一部を次のように改正する。	第三十八条の次に次の二条を加える。
第三十八条ノ一 行政手続法(平成五年法律 号)第二章及第三章ノ規定ハ登録ニ 關スル处分ニ付テハ之ヲ適用セズ	第三十八条ノ二 行政手続法(平成五年法律 号)第二章及第三章ノ規定ハ登録ニ 關スル处分ニ付テハ之ヲ適用セズ
(海難審判法の一部改正)	(海難審判法の一部改正)
第二百五十八条 海難審判法(昭和二十一年法律 第一百三十五号)の一部を次のように改正する。	第二百五十九条 海難審判法(昭和二十一年法律 第一百三十五号)の一部を次のように改正する。
(港則法の一部改正)	(港則法の一部改正)
第二百五十九条 港則法(昭和二十三年法律第百 七十四号)の一部を次のように改正する。	第二百五十九条 港則法(昭和二十三年法律第百 七十四号)の一部を次のように改正する。
第七章中第三十七条の三の次に次の二条を加 える。	第七章中第三十七条の三の次に次の二条を加 える。
(行政手続法の適用除外)	(行政手續法の適用除外)
第三十七条の四 第十条(前条の規定により準 用する場合を含む。)第二十一條第一項(第三 十七条の二第二項(前条の規定により準用す る場合を含む。)の規定により準用する場合を 含む。又は第三十六条の二第二項若しくは第 三十七条第三項(これらの規定を前条の規定 により準用する場合を含む。)の規定による處 理)の規定により準用する場合を含む。)の規定 により準用する場合を含む。)	第三十七条の四 第十条(前条の規定により準 用する場合を含む。)第二十一條第一項(第三 十七条の二第二項(前条の規定により準用す る場合を含む。)の規定により準用する場合を 含む。又は第三十六条の二第二項若しくは第 三十七条第三項(これらの規定を前条の規定 により準用する場合を含む。)の規定による處 理)の規定により準用する場合を含む。)

分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。	2 前項に定めるもののほか、この法律に基づ く命令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整頓を図る ためにその現場において行われるものについ ては、行政手続法第三章の規定は、適用しな い。
(航路標識法の一部改正)	(航路標識法の一部改正)
第二百六十条 航路標識法(昭和二十四年法律第 九十九号)の一部を次のように改正する。	第二百六十条 航路標識法(昭和二十四年法律第 九十九号)の一部を次のように改正する。
(聴聞の特例)	(聴聞の特例)
第十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、 第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二 項若しくは第三項の規定による命令をしよう とするときは、行政手続法(平成五年法律 第二号)第十三条第一項の規定による意 見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴 聞を行わなければならない。	第十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、 第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二 項若しくは第三項の規定による命令をしよう とするときは、行政手續法(平成五年法律 第二号)第十三条第一項の規定による意 見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴 聞を行わなければならない。

3 当該水先人は、意見の聴取の通知があつた 時から意見の聴取が終結するまでの間、運 輸大臣に対し、当該事案についてした調査の 結果に係る調書その他の当該処分の原因とな る事実を証する資料の閲覧を求めることがで きる。この場合において、運輸大臣は、第三 者への利益を害するおそれがあるときその他正 当な理由があるときでなければ、その閲覧を 拒むことができない。	3 当該水先人は、意見の聴取の通知があつた 時から意見の聴取が終結するまでの間、運 輸大臣に対し、当該事案についてした調査の 結果に係る調書その他の当該処分の原因とな る事実を証する資料の閲覧を求めることがで きる。この場合において、運輸大臣は、第三 者への利益を害するおそれがあるときその他正 当な理由があるときでなければ、その閲覧を 拒むことができない。
(海上運送法の一部改正)	(海上運送法の一部改正)
第二百六十三条 海上運送法(昭和二十四年法律 第二百八十七号)の一部を次のように改正する。	第二百六十三条 海上運送法(昭和二十四年法律 第二百八十七号)の一部を次のように改正する。
4 前二項に定めるもののほか、第一項の政令 で定める審議会が行う意見の聴取に關し必要 な事項は、省令で定める。	4 前二項に定めるもののほか、第一項の政令 で定める審議会が行う意見の聴取に關し必要 な事項は、省令で定める。

第五十条の二 第六項及び第十四条第三項を削 る。	第五十条の二 第六項及び第十四条第三項を削 る。
第六条第二項中「事項」の下に「(行政手續法 第二百六十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律 第二百五十七号)の一部を次のように改正する。 目次中「第十八条」を「第十八条の二」に改め る。	第六条第二項中「事項」の下に「(行政手續法 第二百六十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律 第二百五十七号)の一部を次のように改正する。 目次中「第十八条」を「第十八条の二」に改め る。
(水先法の一部改正)	(水先法の一部改正)
第二百六十三条 第二項中「聴聞をしなければ ならない」と「はからなくて」を「許可しなければ ならない」と改め、「意見を聴取しなければ ならない」を「意見を聴取しなければ」に改め、「意見を 聴取しなければ」を削る。	第二百六十三条 第二項中「聴聞をしなければ ならない」と「はからなくて」を「許可しなければ ならない」と改め、「意見を聴取しなければ」を「意見を 聴取しなければ」に改め、「意見を聴取しなければ ならない」を削る。
(聴聞の特例)	(聴聞の特例)
第四十五条の四 地方運輸局長は、その権限に 属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期 航路事業、自動車航送貨物定期航路事業又は 旅客不定期航路事業の停止の命令をしよう とするときは、行政手續法(平成五年法律第 二号)第十三条第一項の規定による意見陳 述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を 行わなければならない。	第四十五条の四 地方運輸局長は、その権限に 属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期 航路事業、自動車航送貨物定期航路事業又は 旅客不定期航路事業の停止の命令をしよう とするときは、行政手續法(平成五年法律第 二号)第十三条第一項の規定による意見陳 述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を 行わなければならない。

2 前項に規定する処分又は地方運輸局長の権限に属する一般旅客定期航路事業の免許の取消し若しくは特定旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。
(通訳案内業法の一部改正)

第二百六十四条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百六十号)の一部を次のように改定する。

2 都道府県知事は、前項の規定による営業の停止の命令をしようとするときは、行政手

法(平成五年法律第二百一十九号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

第十四条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 都道府県知事は、前項の規定による営業の停止の命令をしようとするときは、行政手

法(平成五年法律第二百一十九号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第二百六十五条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改定する。

第四十九条を次のように改める。
第四十九条 削除

(港湾法の一部改正)

第二百六十六条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改定する。

2 港湾管理者の長は、前項の規定による命令をしようとするとときは、行政手続法(平成五年法律第二号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

2 地方運輸局長は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするとときは、行政手

法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

3 地方運輸局長は、第一項各号に掲げる処分を求めたときは、これを許可しなければならない。

2 前項の規定による命令については、行政手

法第三章の規定は、適用しない。
(海事代理士法の一部改正)

第二百六十七条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改定する。

2 第十二条第四項中「報酬の額の届出をした

海事代理士に、日時及び場所を通知して公開に

よる聴聞をし、その者に、その報酬の額が第二

項の規定に適合することを述べる十分な機会を与えた後、その申立て理由がないと認めるときは、「及び理由を示して」を削り、同条第五項中「前二項を第三項から前項まで」と改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 地方運輸局長は、前項の規定による命令を

法律第二号(第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならぬ)。

6 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十五条第二項から第四項までを次のように改める。

2 地方運輸局長は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするとときは、行政手

法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

3 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第二項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十

七条第一項の規定により当該命令に係る利害

(港湾運送事業法の一部改正)

第二百六十八条 船舶職員法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

2 第十一条を次のように改める。
(聴聞の特例)

第二百六十九条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十一号)の一部を次のように改定する。

2 第二十二条の四の見出し中「聴聞」の下に「特例」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

3 第十六条の三第二項を削る。

第二百六十九条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十一号)の一部を次のように改定する。

2 運輸大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかる

らず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 第二十二条の四に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、前条第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の十五日前までに、行政手続法第十

七条第一項の規定により当該命令に係る利害

(小型船造船業法の一部改正)

第二百八十二条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十条 運輸大臣は、第十七条第一項の規定による事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第

十三条第一項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

2 第十三条又は第十七条第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第二百八十三条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び第八条第三項を削除。第十条に次の二項を加える。

2 前項に規定する処分については、行政手続法(平成五年法律第号)第二十七条规定は、適用しない。

(タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正)

第二百八十四条 タクシー業務適正化臨時措置法

(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第九条第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同項を同

条第四項とする。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とす

る。

第五十四条の次に次の二条を加える。

(聴聞の特例等)

第五十四条の二 第五十二条第一項の規定により、運輸大臣が輸送施設の使用の停止の命令をしようとするとき、又は地方運輸局長がそ

の権限に属する輸送施設の使用の停止若しくは事業の停止の命令をしようとするときは、

行政手続法(平成五年法律第号)第十三

条第一項の規定による意見陳述のための手続

における審理は、公開により行わなければな

らない。

2 道路運送法第八十九条の二第二項及び第三

項の規定は、運輸大臣又は地方運輸局長が第

五十二条第一項の規定による処分に係る聴聞を行う場合について準用する。

3 地方運輸局長は、運輸大臣の権限に属する第五十二条第一項の規定による処分について運輸大臣の指示があつたときは、利害関係人

又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

4 道路運送法第八十九条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十八条第一号及び第五号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第二項」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第二百八十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の

一部を次のように改正する。

第三十三条第二項から第四項までを次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条规定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

3 第二項の規定による処分に係る聴聞の期日に

おける審理は、公開により行わなければならぬ。

4 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならぬ。

5 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

6 第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

7 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

8 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

9 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

10 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

11 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

12 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

13 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

14 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

15 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

16 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

17 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

18 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

19 第二項の規定による意見陳述のための手続にかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第三十二条第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十

条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第

四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る处分については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三章の規定は、第三十九条の

四十二条の八の規定による命令又は処分につ

いては、適用しない。

(航空事故調査委員会設置法の一部改正)

第二百八十七条 航空事故調査委員会設置法(昭

和四十八年法律第百十三号)の一部を次のように改

正する。

第十九条第一項中「聴聞会」を「意見聴取会」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第三項中「聴

聞会」を「意見聴取会」に改める。

(外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する法律の一部改正)

第二百八十六条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「同条第九項」を「同条第

八項に、「行なつて」を「行って」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五

項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第三十二条第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十

条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第

四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る处分については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三章の規定は、第三十九条の

四十二条の八の規定による命令又は処分につ

いては、適用しない。

(海上交通安全法の一部改正)

第二百八十七条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「同条第九項」を「同条第

八項に、「行なつて」を「行って」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五

項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第三十二条第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十

条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第

四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る处分については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三章の規定は、第三十九条の

四十二条の八の規定による命令又は処分につ

いては、適用しない。

(海上交通安全法の一部改正)

第二百八十七条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「同条第九項」を「同条第

八項に、「行なつて」を「行って」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五

項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第三十二条第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十

条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第

四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る处分については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三章の規定は、第三十九条の

四十二条の八の規定による命令又は処分につ

いては、適用しない。

(海上交通安全法の一部改正)

第二百八十七条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「同条第九項」を「同条第

八項に、「行なつて」を「行って」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五

項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第三十二条第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十

条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第

四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る处分については、行政手續法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

2 行政手續法第三章の規定は、第三十九条の

四十二条の八の規定による命令又は処分につ

いては、適用しない。

(海上交通安全法の一部改正)

第二百八十七条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「同条第九項」を「同条第

八項に、「行なつて」を「行って」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五

項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第三十二条第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十

条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第

四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る处分については、行政手續法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

2 行政手續法第三章の規定は、第三十九条の

四十二条の八の規定による命令又は処分につ

いては、適用しない。

(海上交通安全法の一部改正)

第二百八十七条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「同条第九項」を「同条第

八項に、「行なつて」を「行って」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五

項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第三十二条第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十

条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第

四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る处分については、行政手續法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

2 行政手續法第三章の規定は、第三十九条の

四十二条の八の規定による命令又は処分につ

いては、適用しない。

(海上交通安全法の一部改正)

第二百八十七条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「同条第九項」を「同条第

八項に、「行なつて」を「行って」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五

項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とす

る。

第三十二条第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十

条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第

四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る处分については、行政手續法(平成五年法律

第十七条第一項中「第二項まで若しくは第五項」を「第四項まで」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれて」を「行われて」に改める。

第二十三条中「第五項前段」を「第四項前段」に改める。

第二十五条第一項中「第十三条第五項後段」を「第十三條第四項後段」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三百三十八条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第一百二十四号)の一部を次のように改する。

第四十二条第三項を削る。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正)

第三百三十九条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第七項を削り、同条第八項中「第六項前段」を「前項前段」に、「により原状回復等」を

「により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この項において「原状回復等」といふ。)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第

九項を同条第八項とする。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第三百四十一条 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第八十六条 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「みずから行ない」を「自ら行

うに改正する。

「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改め、

同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(都市計画法の一部改正)

第三百四十二条 都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「みずから行ない」を「自ら行

う」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を

第三項とし、第五項を第四項とする。

(都市再開発法の一部改正)

第三百四十二条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六十六条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に、「みずから行ない」を「自ら行

う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第八項を第七項とし、第九項を第七項とする。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第八十六条 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項を次の一項を加える。

第八十六条第一項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

(権利交換に関する処分についての行政手続法(平成五年法律第三号)第三章の規定)

第八十七条第二項ただし書中「第六十六条第八項」を「第六十六条第七項」に改める。

第九十六条第四項中「第六十六条第八項」を

「第六十六条第七項」に、「行なわれ」を「行われ」に、「附加増置」を「付加増置」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項に規定する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第六百二十四条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第六百二十五条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三百四十三条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第三百四十四条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第六百十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第三百四十五条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第六百十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条中次の一項を加える。

第六十条中次の一項を加える。

(都市緑地保全法の一部改正)

第三百四十六条 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「により原状回復等」を「により原

状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この項において「原状回復等」という。)に、「行ない」を「行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改めなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行なわなければならない。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第三百四十五条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条中次の一項を加える。

(都市緑地保全法の一部改正)

第三百四十六条 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「により原状回復等」を「により原

状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この項において「原状回復等」という。)に、「行ない」を「行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改めなければならない。

「わない」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(生産緑地法の一部改正)

第三百四十七条 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を前項に、「により原状回復等」を「により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(消防法の一部改正)

第三百五十二条 消防法（昭和二十三年法律第八十六条）の一部を次のように改正する。

第十三条の十八第四項中「第一項又は第二項」を前項に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第十六条の二十八第三項及び第二十二条の二十九第三項を削る。

第十二条の二第三項を削る。

第十九第三項を削る。

第十二条の五十七第四項中「第一項若しくは第二項」を「前項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

(政治資金規正法の一部改正)

第三百五十二条 政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「理由を示して」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第三百五十三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百六十五条（行政不服審査法による不服申立ての制限）」を「第二百六十四条（地方税法の一部改正）」に改める。

第三百五十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一節 不服審査及び訴訟」を「第十二節 行政手続法との関係（第十八条の四）」に、「第十三節」を「第十四節」と、「第十四節」を「第十五節」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三百五十六条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

(地方公務員法の一部改正)

第三百五十七条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の五第三項中「及び第三項並びに」を「並びに」に改める。

第七条第三項中「第六条の二第一項後段及び

分のその他公権力の行使に当たる行為について

は、行政手続法（平成五年法律第二百六号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(地方交付税法の一部改正)

第三百五十四条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「見積る」を「見積もる」に改め、同条第六号中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第七号中「見積」を「見積り」に改め、同条第八号中「基き」を「基づき」に、「は握し」を「把握し」に改め、同条第九号中「の外」を「ほか」に改める。

第十九第三項を削る。

第六条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を

「意見の聴取」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に、「充分」を「十分」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第四項中「除く外」を「除くほか」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第三百五十六条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、後段を削り、同条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞

の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければ

ならない。

(行政書士法の一部改正)

第三百五十七条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の五第三項中「及び第三項並びに」を「並びに」に改める。

第七条第三項中「第六条の二第一項後段及び

号) 第三条又は第四条第一項に定めるも

ののほか、地方税に関する法令の規定による処分その他の公権力の行使に当たる行為については、同法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政手続法の適用除外)

第三百五十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十四条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二百六十四条の二 この法律の規定による処

官報(号外)

わざ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(生産緑地法の一部改正)

第三百四十七条 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を前項に、「により原状回復等」を「により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三百四十八条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第三百四十九条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第三百五十条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

(行政手続法の適用除外)

第三百五十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一節 不服審査及び訴訟」を「第十二節 行政手続法との関係（第十八条の四）」に、「第十三節」を「第十四節」と、「第十四節」を「第十五節」に改める。

(行政手続法の適用除外)

第三百五十六条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の五第三項中「及び第三項並びに」を「並びに」に改める。

第七条第三項中「第六条の二第一項後段及び

置法第四条の三第二項、第四条の四第二項、第九条の三第二項及び第九条の四第二項において準用する森林病害虫等防除法第三条第三項の規定による公表がされた場合には、当該公表に係る特別伐倒駆除令及び補完伐倒駆除命令の手続に関しては、第一百八十七条の規定による改正後の松くい虫被害対策特別措置法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 第三百二十二条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の建築基準法第九条第二項(同法第十条第二項(同法第八十八条第一項及び第四項において準用する場合を含む。)、第四十五条第二項、第八十八条第一項、第二項及び第四項、第九十条第三項(同法第八十七条の二第一項(同法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、以下同じ。)及び第五十五条の第七五項第二号中「第七条の三第一項」を「第七条の三」に、「第十四条の六第一項」を「第十四条の六」に改める。

第十三条 第三百二十二条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の建築基準法第九条第二項(同法第十条第二項(同法第八十八条第一項及び第四項において準用する場合を含む。)、第四十五条第二項、第八十八条第一項、第二項及び第四項、第九十条第三項(同法第八十七条の二第一項(同法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、以下同じ。)及び第五十五条の第七五項第二号中「第七条の三第一項」を「第十四条の六」に改める。

(税特別措置法の一部改正)
第十六条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四第五項第一号中「第七条の三第一項」を「第七条の三」に、「第十四条の六第一項」を「第十四条の六」に改める。

第十七条 私立大学の研究設備に対する国との補助に関する法律の一部改正

第一項を「第七条の三」に、「第十四条の六第一項」を「第十四条の六」に改める。

(私立大学の研究設備に対する国との補助に関する法律の一部改正)

第一項を「第七条の三」に、「第十四条の六第一項」を「第十四条の六」に改める。

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

るに改め、同条第二項中「第七十一条第七項及び第八項」を「第七十一条第六項及び第七項」に改める。

行政手続法の施行に伴い私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、行政手続法の施行に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法律の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 行政手続法の施行に伴い必要となる規定整理

(1) 弁明の機会を付与する不利益処分のうち、聴聞手続を執るものについて所要の規定を整備すること。

(2) 行政手続法と重複する手続規定を削除する等所要の規定を整理すること。

(3) 関係法律に規定されている「聴聞」等の名称を整理すること。

(4) 行政手続法に定める規定の適用除外措置の規定に対する処分、不利益処分及び行政指導の規定の適用除外

(5) 登記、戸籍、台帳及び供託に関する処分

(6) 搬地処分及びその一環として行われる不動産登記法等、三法律

(7) 交通整理法等に関する処分

(8) 土地改良法等、三法律

(9) 渔業水域に関する暫定措置法等、四法律

(10) 業務の相手方が所在不明である場合における処分

(11) 仮釈放又は保護観察に関する処分及び

(12) 準司法的手続により行われる処分及び行政指導

(13) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等、八法律

(14) 税の賦課徴収に関する処分及び行政指導

(15) 国税通則法等、五法律

(16) 労働保険料の賦課徴収に関する処分

(17) 特許法等、六法律

(18) 行政手続法の施行に伴い必要となる規定整理

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

犯罪者予防更生法等、四法律

官報(号外)

貸金業の規制等に関する法律等、七法

④ その他特殊性を有する処分

弁護士法等、十法律

(二) 不利益処分(処分の基準、不利益処分の理由の提示の規定を除く。)の規定の適用除外

① 福祉の措置等に関する処分

児童福祉法等、六法律

組合等の総会議決等の取消処分

農生組合法等、九法律

(3) 審議会等において事前手続を執ることとされている処分

獣医師法等、九法律

(4) 年金又は保険の被保険者資格を確認する処分

健康保険法等、四法律

(5) 特別の手続による処分

道路交通法等、十法律

(6) その他特殊性を有する処分

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法
(昭和五十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成五年九月三十日」を「平成八年九月三十日」に改め、同項第一号中「昭和五十七年八月三十一日」を「昭和六十二年八月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

本案は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備を行うため、妥当な措置と認め、これ可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の松本書明君から、修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

平成五年十月二十一日

内閣委員長 左藤 恵

衆議院議長 土井たか子殿

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法

の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成五年九月三十日

提出者

園田 博之	田中 昭一
釜山 登生	倉田 栄喜
矢上 雅義	北橋 健治
東家 嘉幸	渡瀬 恵明
細岡 雄外五十七名	

八年九月三十日まで延長するとともに、同法の適用対象となる公害健康被害の補償等に関する法律による水俣病に係る認定の申請をした者の範囲を昭和六十二年八月三十一日以前に同法による認定の申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けないものまで拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

た者で環境庁長官に對して水俣病に係る認定の申請をすることができるものの範囲を、昭和六十二年八月三十一日以前に補償法による申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けないものまで拡大すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 議案の可決理由

水俣病の認定業務の実施状況にかんがみ、環境庁長官に対する認定申請の期限を延長するとともに、認定の申請をすることができる者の範囲を拡大しようとする措置は妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した。

3 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約九百万円の見込みである。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之若外七名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、水俣病に係る認定等に関する処分の現状にかんがみ、引き続き、認定業務の促進を図るために措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 認定の申請期限の延長

旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法又は公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)による水俣病に係る認定等の申請をした者で、当該申請に関する処分を受けていないものが、環境庁長官に對して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を、平成八年九月三十日まで、延長すること。

2 認定の申請をすることができる者の範囲の拡大

補償法による水俣病に係る認定の申請をし

見

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

内閣を代表して広中環境庁長官から「政府と

しては、異存はない。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成五年十月二十一日

環境委員長 奥田 幹生
衆議院議長 土井たか子殿

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成五年十月二十一日

内閣総理大臣 細川 譲熙

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件及び同報告書

ついて承認を求める件
みなみまぐろの保存のための条約の締結について
日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、みなみまぐろの保存及び最適利用に関する国際協力の促進を図るため、平成五年五月十日にキャンベラで、みなみまぐろの保存のための条約に署名した。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

みなみまぐろの保存のための条約

この条約の締約国は、みなみまぐろに関する共通の利益を考慮し、オーストラリア、日本国及びニーゼー・ジーランドが、みなみまぐろの保存及び管理のための措置を既に講じてきたことを想起し、

海洋法に関する国際連合条約が千九百八十二年に採択されたことに留意し、

諸国が排他的経済水域又は漁業水域を設定し、かつ、これらの水域において生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利又は管轄権を国際法に従って行使していることに留意し、みなみまぐろがこれらの水域を通過して回遊する高度回遊性の種であることを認め、

みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する沿岸国が、これらの水域

内においてみなみまぐろを含む生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を行使していることに留意し、

みなみまぐろの保存及び管理のための科学的調査の重要性並びにみなみまぐろ及び生態学上これに関連する種に関する科学的情報の収集の重要性を認め、

みなみまぐろの保存及び最適利用を確保するため、協力することが不可欠であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上

この条約は、みなみまぐろ（トゥスス・マコイ）にについて適用する。

第二条

「生態学上関連する種」とは、みなみまぐろとみなみまぐろに関する生物学的特徴を有する生物及びその子孫である。

(a) 「生態学上関連する種」とは、みなみまぐろと関連を有する海産生物の種（みなみまぐろを捕食する生物及びみなみまぐろのえさとなる生物の双方を含むが、これらに限られない。）ない。

(b) 「漁獲」とは、次の(i)及び(ii)をいう。

(i) 魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動

(ii) (i)に掲げる活動を準備し又は直接に補助するための海上における作業

第三条

この条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適切な管理を通じて確保することである。

第四条

この条約のいかなる規定も、又はこの条約の規定に基づいて採択されるいかなる措置も、この条

約の締約国が締約国となっている条約その他の国際的な合意に基づく権利及び義務に関する当該締約国の立場又は見解並びに海洋法に関する当該締約国の立場又は見解を害するものとしないとしてならない。

第五条

1 各締約国は、この条約の実施及び第八条の規定により拘束力を有することとなる措置の遵守を確保するため、すべての必要な行動をとる。

2 締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、みなみまぐろ及び適当な場合には生態学上関連する種の保存に關係のある科学的情報、漁獲量及び漁獲努力に係る統計その他の資料を速やかに提供する。

3 締約国は、適当な場合には、みなみまぐろ及び生態学上関連する種の科学的調査に關係のある漁業資料、生物學標本その他の情報の収集及び直接交換について協力する。

4 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶によるみなみまぐろの漁獲に関する情報の交換について協力する。

5 委員会は、その第一回会合において委員会の任務の遂行に必要な手続規則その他の運営上の項目を審議することができる。

6 特別会合は、この条約に関連するすべての事項を審議することができる。

7 委員会の会合の定足数は、締約国の総数の三分の二とする。

8 委員会は、その第一回会合において委員会の任務の遂行に必要な手続規則その他の運営上の内部規則を決定する。委員会は、必要な場合に

9 委員会は、法人格を有するものとし、他の国際機関との關係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国領域における委員会及びその職員の特權及び免除は、委員会と關係締約国との間で合意するところによる。

10 委員会は、第十一条の規定に基づき事務局を設置する時に委員会の本部の所在地を決定する。

11 委員会の公用語は、日本語及び英語とする。

提案及び資料は、いずれの國語によつても委員会に提出することができる。

3 委員会は、毎年八月一日の前に又は委員会が決定する他の時期に年次会合を開催する。

官報（号外）

		第七条 各締約国は、委員会において一の票を有する。	
		委員会の決定は、委員会の会合に出席する締約国の全会一致の投票によって行う。	
		第八条 1 委員会は、次に掲げる情報を収集し、及び蓄積する。 (a) みなみまぐろ及び生態学上関連する種に関する科学的情報、統計資料その他の情報 (b) みなみまぐろ漁業の秩序ある持続的発展の必要性 (c) みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益 (d) みなみまぐろの漁獲に従事する船舶の所属する締約国及び自国のみなみまぐろ漁業が開発途上にある締約国を含む)の利益	
		2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。 (a) この条約及びこの条約の規定に基づいて採択する措置の解釈及び実施 (b) みなみまぐろに関するその他の情報 (c) 委員会は、次に掲げる事項について審議する。 (d) この条約及びこの条約の規定に基づいて採択する措置の解釈及び実施 (e) みなみまぐろの保存、管理及び最適利用のための規制措置 (f) 次条に定める科学委員会によって報告される事項	
		3 委員会は、3の規定に基づく措置及び5の規定に基づく勧告を決定する際に、次条2(c)及び(d)に基づく科学委員会の報告及び勧告を十分に考慮する。	
		4 委員会は、3の規定に基づく措置及び5の規定に基づく勧告を決定する際に、次条2(c)及び(d)に基づく科学委員会の報告及び勧告を十分に考慮する。	
		5 委員会は、この条約の目的的達成を促進するため、締約国に対する勧告を決定することができる。 (f) 委員会が適当と認めるその他の事項	
		6 委員会は、3の規定に基づく措置及び5の規定に基づく勧告を決定する際に、次条2(c)及び(d)に基づく科学委員会の報告及び勧告を十分に考慮する。	
		7 委員会は、3の規定に基づいて決定されるすべての措置は、締約国を拘束する。	
		8 委員会は、その決定する措置及び勧告をすべての締約国に速やかに通告する。	
		9 委員会は、みなみまぐろの保存及び管理に必要な科学的知識を増進するため並びにこの条約及びこの条約の規定に基づいて採択する措置の効果的な実施を達成するため、できる限り早期にかつ国際法に反することなく、みなみまぐろ漁獲量を決定しない限り、総漁獲可能量及び締約国に対する割当量を決定する。	
		(b) 委員会は、必要な場合には、その他の追加的な措置を決定することができる。	
		10 委員会は、その任務の遂行上望ましいと認められる補助機関を設置することができる。	
		第九条 1 締約国は、この条約により委員会の諮問機関として科学委員会を設置する。 (a) みなみまぐろの個体群の状態及び傾向を評価し及び分析すること。 (b) みなみまぐろに関する調査及び研究を調整すること。	
		2 科学委員会は、次のことを行う。 (a) みなみまぐろの資源の状態及び適当な場合に生息する種の状態についての所見又は結論(科学委員会における一致した意見、多数の意見及び少数の意見を含む)を委員会に報告すること。 (b) 適切な場合には、みなみまぐろの保存、管理及び最適利用に関する事項について、意見の一致により委員会に勧告すること。	
		3 委員会の任務は、委員会が定めるものとして行動する職員を指名する。書記は、3に規定する事務局の任務を一年の任期で遂行するものとする。委員会の議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名及び連絡先を締約国に通告する。	
		4 委員会は、その決定する措置及び勧告は、次のこととを含む。 (a) 委員会の公用通信を発受すること。 (b) この条約の目的的達成に必要な資料の収集を容易にすること。	
		5 委員会は、年次会合に先立って開催される。科学委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請によって随時招集される。ただし、その要請が少なくとも他の二の締約国によって支持されることを条件とする。	
		6 科学委員会の会合は、委員会の年次会合に先立つて開催される。科学委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請によって随時招集される。ただし、その要請が少なくとも他の二の締約国によって支持されることを条件とする。	
		7 委員会は、年次予算を決定する。	
		8 委員会は、年次予算に係る各締約国の分担金は、次の方式により算定する。 (a) 予算の三十ペーセントの額は、すべての締約国間に均等に割り当てる。	
		(b) 予算の七十ペーセントの額は、みなみまぐろの漁獲量に比例してすべての締約国間に割り当てる。	
		9 委員会は、各締約国は、科学委員会の構成国となるものとし、適當な科学上の資格を有する代表を任命する。代表は、代表代理、専門家及び顧問を同伴することができる。	
		(b) 科学委員会は、議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、異なる締約国から選出されるものとする。	
		第十一条 1 委員会は、その決定する条件に基づき、委員会が任命する事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置することができる。職員は、事務局長が任命する。	
		2 事務局が設置されるまでの間、委員会の議長は、その所属する政府の中から委員会の書記として行動する職員を指名する。書記は、3に規定する事務局の任務を一年の任期で遂行するものとする。委員会の議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名及び連絡先を締約国に通告する。	
		3 委員会は、その決定する措置及び勧告は、次のこととを含む。 (a) 委員会及び科学委員会のため管理関係の報告その他の報告を作成すること。	
		4 科学委員会は、その手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。	
		5 (a) 各締約国は、科学委員会の構成国となるものとし、適當な科学上の資格を有する代表を任命する。代表は、代表代理、専門家及び顧問を同伴することができる。	
		(b) 各締約国は、科学委員会の構成国となるものとし、適當な科学上の資格を有する代表を任命する。代表は、代表代理、専門家及び顧問を同伴することができる。	

3 第七条の規定にかかわらず、連続した二年の間分担金を支払わない締約国は、委員会が別段の決定をしない限り、その義務を履行するまでの間委員会における決定の手続に参加する権利を有しない。

4 委員会は、その運営及びその任務の遂行に関する会計規則を決定し、及び必要に応じて改正する。

5 各締約国は、委員会及び科学委員会の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

第十二条

委員会は、この条約の目的的達成を促進するため、科学的情報を含む入手可能な最善の情報を取り得ることにつき、関連する目的を有する他の政府間機関と協力するものとし、また、これらの政府間機関の業務との重複を避けるよう努力する。委員会は、そのため、これらの政府間機関と取決めを行うことができる。

第十三条

締約国は、委員会が望ましいと認める場合は、この条約の目的的達成を促進するため、いずれかの国との条約への加入を奨励することにつき、相互に協力する。

第十四条

1 委員会は、この条約の締約国でない国又は団体であつてその国民、住民又は漁船がみなみまぐろを採捕しているもの及びみなみまぐろが自国の排他的經濟水域又は漁業水域を通航して回遊する沿岸国に対し、委員会及び科学委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

2 委員会は、政府間機関又は要請がある場合に

は非政府機関であつてみなみまぐろに關し特別の能力を有するものに対し、委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

第十五条

1 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による漁獲の活動に関する事項であつてこの条約の目的的達成に影響を与える可能性があるものについて、当該国又は団体の注意を喚起することに同意する。

2 各締約国は、自国民がこの条約の締約国でない國又は団体によるみなみまぐろ漁業に関与することがこの条約の目的的達成に不利な影響を与える可能性がある場合には、自国民に対しそのようないまなみまぐろ漁業に関与しないよう奨励する。

3 各締約国は、自國の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定又はこの条約の規定に基づいて採択される措置の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な手段をとる。

4 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶によるみなみまぐろの漁獲の活動がこの条約の目的的達成に不利な影響を与える可能性がある場合には、そのような活動を抑止するため、国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力する。

第十六条

1 この条約の解釈又は実施に関して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決等の方法により紛争を解決する。

決又はこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、これらの締約国間で協議する。

第二十条

1 に規定する紛争で1の規定によつて解決されなかつたものは、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所又は仲裁に付託する。もつとも、紛争当事国は、国際司法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかつた場合においても、1に規定する各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

2 に規定する紛争で1の規定によつて解決されなかつたものは、それがの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所又は仲裁に付託する。もつとも、紛争当事国は、国際司法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかつた場合においても、1に規定する各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

3 紛争が仲裁に付託される場合には、仲裁裁判所は、この条約の附属書の定めるところにより構成する。附属書は、この条約の不可分の一部を成す。

第十七条

1 この条約は、オーストラリア、日本国及びニュージーランドによる署名のために開放しておくる。

2 この条約は、前記の三箇国により各自の国内法上の手続に従い批准され、受諾され又は承認されなければならず、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずる。

第十八条

1 この条約の原本は、寄託政府であるオーストラリア政府に寄託する。寄託政府は、その認証臘本を他のすべての署名国及び加入国に送付す

2 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百一十二条の規定により登録する。

第十九条

留保は、この条約のいかなる規定についても付することができない。

第二十一条

1 いざれの締約国も、この条約の改正をいつでも提出することができる。

2 三分の一以上の締約国が提案された改正につき協議するための会合を要請する場合には、寄託政府は、会合を招集する。

3 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。

第二十二条

1 この条約の原本は、寄託政府であるオーストラリア政府に寄託する。寄託政府は、その認証臘本を他のすべての署名国及び加入国に送付す

2 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百一十二条の規定により登録する。

以上の証據として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十三年五月十日にヤンベラで、ひととしく正文である英語及び日本語により原本一通を作成した。

官 報 (号 外)

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び附属書の改正を含む。)をいう。

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、我が国とネパール王国との間ににおける航空業務の開設及び運営のため、平成五年二月十七日にカトマンドゥで、航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定

日本政府及びネパール王国政府は、両国の領域の間及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、次のとおり協定した。

第一 条

- 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
- (a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採

択される附属書並びに同条約第九十条又は第十九十四条の規定に基づいて行われる同条約及び附属書の改正を行なう。)をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国においては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えた人又は機関をいい、ネパール王国においては、報光民間航空大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定により、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」とは、国に隣接する場合には、その領土をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(g) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

第二 条

- 1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関する法律の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第三 条

- 2 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関する法律の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第六 条

- 1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において閑税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。
- 2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対するこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1 いづれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国が選択により直ちに又は後日開始することができることとする。ただし、第十二条の規定に従うことと条件として、かつ、次のことを行なわれた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えないければならない。

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に別個の地點に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特權を与えるものとみなしてはならない。

第五条

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は賃切りで他方の締約国の領域内の別個の地點に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特權を与えるものとみなしてはならない。

第六 条

一方の締約国がその航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において閑税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 各締約国は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国領域内の地點に着陸する特權を享有する。

協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯藏品は、当該他方の締約国との規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徵金を免除される。

3 一方の締約国が指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国が領域内において税關当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯藏品は、当該他方の締約国が規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徵金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していことがあることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与える。若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国が指定航空企業が各締約国又は当該他方の締約国の国民に属していことがあることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与える。若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

1 両締約国が指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発し又は当該航空企業が向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的に確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係各特定路線及びその各区間にについて適用され、各航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。

(b) 運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。各特定路線及びその各区間にについて適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるたる両締約国が航空当局に対し各締約国の関係手続に従つて提出される。

第十一条

1 両締約国が指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発し又は当該航空企業が向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的に確保する。

第十二条

1 両締約国が指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発し又は当該航空企業が向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的に確保する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上で、当該地域の運輸需要に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国が航空当局が当該運賃について満足しない場合に、第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

(e) 航空当局の間で(b)の合意をすることができる場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

(f) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国が航空当局が当該運賃について満足しない場合に、第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

(g) 航空企業が運賃に関する(b)の合意をすることができない場合又は、いずれか一方の締約国が航空当局が提出された運賃について(b)の認可をしなかった場合には、両締約国は、適当な運賃について合意するよう努める。

(h) 航空企業が指定した締約国が領域への及び当該締約国が航空企業からの運輸需要に重ねて違反することを防止するため又は航行

に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、

民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに

航空保安施設の安全に対するその他の不法な行

為並びに民間航空の安全に対する他の不法な行

を防止するため、要請があつたときは、それぞ

れ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助

を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間

航空機関により作成されかつ条約の附属書とさ

れる航空保安規定が両締約国に適用される範囲

内で、当該航空保安規定に従って行動するもの

とし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港

の運営者が、当該航空保安規定に従って行動す

ることを要求するものとする。

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、

当該領域からの出国又は当該領域における滞在

について、当該他方の締約国が実施する3の航

空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求され

ることに同意する。各締約国は、航空機を保護

し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、

貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及

び搭乗又は積込みの間に検査するため、自國の

領域内において適切な措置を講ずるものとす

る。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処

するための合理的かつ特別の保安措置を求める

他方の締約国からのいづれの要求に対しても好

意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ

又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは

航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若

しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安

全に終結させるための連絡を円滑にすることそ

の他の適切な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国は、この協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五條

1 この協定の解釈又は適用に関する問題に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る）との三人の仲裁人から成る仲裁判所に決定のため付託することができる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

4 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

5 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

6 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

7 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

8 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

9 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

10 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

11 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

12 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

13 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

14 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

15 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

16 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

17 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

1 両締約国は、2の規定に基づいて行われた仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

2 改正がこの協定（付表を除く）の規定について行われる場合には、当該改正是、各締約国によりその国内法上の手続にて行われる場合には、当該改正是、各締約国によりその国内法上の手続にて承認されるものとし、その承認を通知することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

3 いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

4 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

5 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

6 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

7 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

8 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

9 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

10 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

11 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

12 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

13 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

14 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

15 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

16 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

17 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

18 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

19 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

20 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

21 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

22 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

23 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

24 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

25 両締約国は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

かかる場合は、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正統に従って承認されるものとし、その承認を通知する外務省が交換された日に効力を生ずる。

注 日本国の一つ又は二以上の指定航空企業が両方

地点—カトマンドゥ—後に特定される中間の二

地点

遠の二地点との間において運輸権を行
使することができる。

2

ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業
が両方向に運輸する路線

ネパール内の地点—香港及び(又は)上海—
大阪—後に特定される以遠の二地点(アメリ
カ合衆国内の地点を除く。)

注1 ネパール王国の一又は二以上の指
定航空企業は、関西国際空港が国際
航空業務について供用を開始した後
に、大阪への業務を行うことができ

定航空企業は、関西国際空港が国際
航空業務について供用を開始した後
に、大阪への業務を行うことができ

定航空企業は、上海と大阪との間及
び上海と当該以遠の二地点との間に
おいて運輸権(途中降機に係る運輸
権を含む。)を行使することができる。

注3 ネパール王国の一又は二以上の指
定航空企業は、自らが運送する途中
降機の旅客についてのみ、大阪と當
該以遠の二地点との間ににおいて運輸
権を行使することができる。

3 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企
業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内
の一地点をその起点としなければならないが、
特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべて
の飛行に当たり当該指定航空企業の選択に
よって省略することができる。

航空業務に関する日本国とネパール王国と
の間の協定について承認を求めるの
件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が國とネパール王国との間の定期航空路開
設に関しては、昭和五十三年以来ネパール側よ
り累次にわたり希望が表明されてきたが、我が
国としては航空運輸需要が不十分なこと等の理
由からこれに応じ得る状況になかった。しかし
、近年に至り、我が國のネパールに対する經
済・技術協力の一層の促進等を通じて両国間の
関係が緊密の度合いを深めたこともあり、航空
運輸需要がほぼ直通航空路を開設し得る状況に
なったと判断されたので、政府は協定締結交渉
に応じることとし、平成四年八月に行われた交
渉で合意に達したので、平成五年二月十七日カ
トマンドゥにおいて本協定の署名が行われた。

本協定は、我が國とネパール王国との間の定期
航空業務を開設することを目的としており、
我が國が從来締結した航空協定とほぼ同様のも
のであり、その主な内容は次のとおりである。
1 両国は、両国の指定航空企業が定期航空業
務を開設し運営するため、相互にこの協定に
定める権利を与えること。

2 両国の航空企業は、相手国の領空通過、相
手国の領域内給油、整備等の運輸以外の目的
で着陸する特権を有すること。

3 両国の指定航空企業は、付表に定められた
路線において、相手国内の地点へ貨客運送の
ために着陸する特権を有すること。

4 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の
使用料金について最惠国待遇及び内国民待遇
を与えられ、また、当該航空機が使用する燃
料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について
相手国の関税等を免除されること。

5 両国の指定航空企業は、定期航空業務の運 営について公平かつ均等な機会を有するとと き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

もに、相手国の企業に不当な影響を及ぼさない
ようのこと。

6 両国の指定航空企業は、業務の運営に当
たって、自国発着の貨客の運送需要に適合す
る輸送力を供給することを第一の目的とする
こと。

7 運賃は、原則として関係指定航空企業の間
で合意し、合意された運賃につき両国の航空
当局の認可を受けること。

8 両国は、民間航空機等の安全に対する不法
な行為等を防止し又は終結させるため、保安
措置等を講ずるとともに相互に援助する等民
間航空の安全を保護するための措置をとること。

9 付表に定める路線は次のとおりである。
(1) 日本国の一又は二以上の指定航空企業が
日本国内の地点—後に特定される中間
の二地点—カトマンドゥ—後に特定され
る以遠の二地点

(2) ネパール王国の一又は二以上の指定航空
企業が両方向に運営する路線

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協
定を改正する議定書の締結について承認を求
めるの件

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協
定を改正する議定書の締結について承認を求
めるの件

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協
定を改正する議定書の締結について承認を求
めるの件

右
国会に提出する。

平成五年十月十二日

外務委員長 菅 直人

衆議院議長 土井たか殿

内閣総理大臣 細川 譲熙

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協
定を改正する議定書の締結について承認を求
めるの件

理由

航空企業の指定に関する規定を改めるため、平成五年二月十七日北京で、日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書に署名した。

よって、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

平成五年十月二十一日
右報告する。

衆議院議長 士井たか子殿
外務委員長 曹 直人

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、両国間の航空運送に係る枠組みが一層整備されるとともに、両国間の人的交流及び経済的交流の促進に寄与することが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

國慶道彦

中華人民共和国政府のために

錢其琛

日本国政府及び中華人民共和国政府は、一千九百七十四年四月二十日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定（以下「協定」という）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定第三条1を次のように改める。

1 一方の締約国は、協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一又は二以上の航空企業を文書による通告によつて指定する権利を有する。

第二条

1 この議定書は、両締約国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を確認する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

一千九百九十三年二月十七日北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成

我が国と中国との間では、昭和四十九年四月に署名された航空運送協定に基づき、定期航空業務が行われているが、近年の日中両国間の航空運送需要の増加等に対応することを目的として、平成四年十二月以来現行協定を改正するため、中国政府と交渉を行つて合意に達したので、平成五年二月十七日北京において本議定書の署名が行われた。

本議定書の内容は、定期航空業務の運営のため、両国が指定できる航空企業の数を現行の一又は二から「一又は二以上」に改めるものである。

なお、本議定書は、両国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を確認する外交上の公文を交換した日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。